

保存期間：10年  
(2029年末)  
平成31年3月13日

資料

4-2

# 参考資料

# 国税庁の任務と使命

## 国税庁の任務 (財務省設置法第19条)

国税庁は、

- ① **内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現**
- ② **酒類業の健全な発達**
- ③ **税理士業務の適正な運営の確保**

を図ることを任務とする。

- 
- ・ 国税の多くは、納税者が自ら所得金額や税額を計算し、それに基づいて申告し、納税するという**申告納税制度**を採用(地方税の多くは賦課課税方式)。
  - ・ 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ(憲法第30条)。

## 国税庁の使命 (国税庁の事務の実施基準及び準則に関する訓令)

### 「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」 (第3条《事務の実施基準》)

- 1 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現(第4条《準則》一)
  - (1) 納税環境の整備
  - (2) 適正・公平な税務行政の推進
- 2 酒類業の健全な発達(同条二)
  - (1) 酒類業の経営基盤の安定を図るとともに、醸造技術の研究・開発や酒類の品質・安全性の確保を図る。
  - (2) 酒類に係る資源の有効な利用の確保を図る。
- 3 税理士業務の適正な運営の確保(同条三)

税理士がその使命を踏まえ、申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たすよう、その業務の適正な運営の確保に努める。

# 国税庁の組織

国税庁の定員:55,724人

(本庁・国税局・税務署・税務大学校・国税不服審判所)

財務省

国税庁 (本庁)

984人

税務大学校

(本校と全国12の地方研修所)

324人

国税不服審判所

(本部と全国12の支部等)

471人

地方支分部局

国税局 (12)

11,851人

税務署 (524)

42,044人

札幌国税局

仙台国税局

関東信越国税局

東京国税局

金沢国税局

名古屋国税局

大阪国税局

広島国税局

高松国税局

福岡国税局

熊本国税局

沖縄国税事務所

総務課

(署内調整、総務、人事、会計、厚生、苦情対応)

税務広報広聴官

(広報・広聴)

管理運営部門

(納税者窓口、申告書等処理、納税者管理、国税の債権管理)

徴収部門

(滞納整理)

個人課税部門

(申告所得税、消費税、資料情報)

資産課税部門

(相続税、贈与税、譲渡所得、路線価図の作成)

法人課税部門

(法人税、消費税、源泉所得税、間接緒税)

酒類指導官

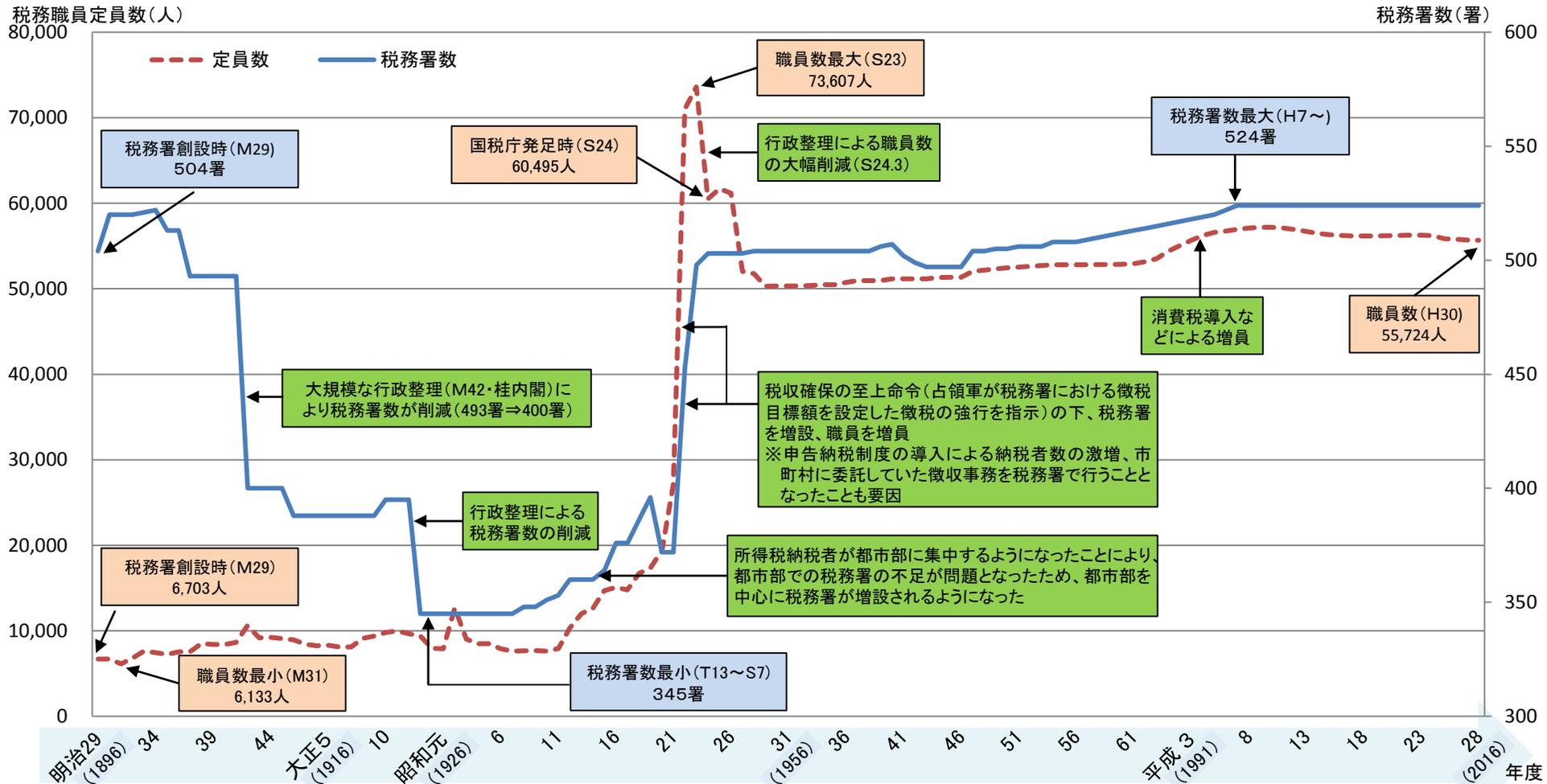
(酒税、酒の免許)

※ 税務署の規模によって、置かれている部門の種類や数が異なります。

※ 各部署の人数は平成30年度の定員を示しています。

※ 国税庁の定員55,724人には、障害者雇用の推進のための定員50人が含まれている。

# 税務職員数及び税務署数の推移(税務署創設～平成30年度)

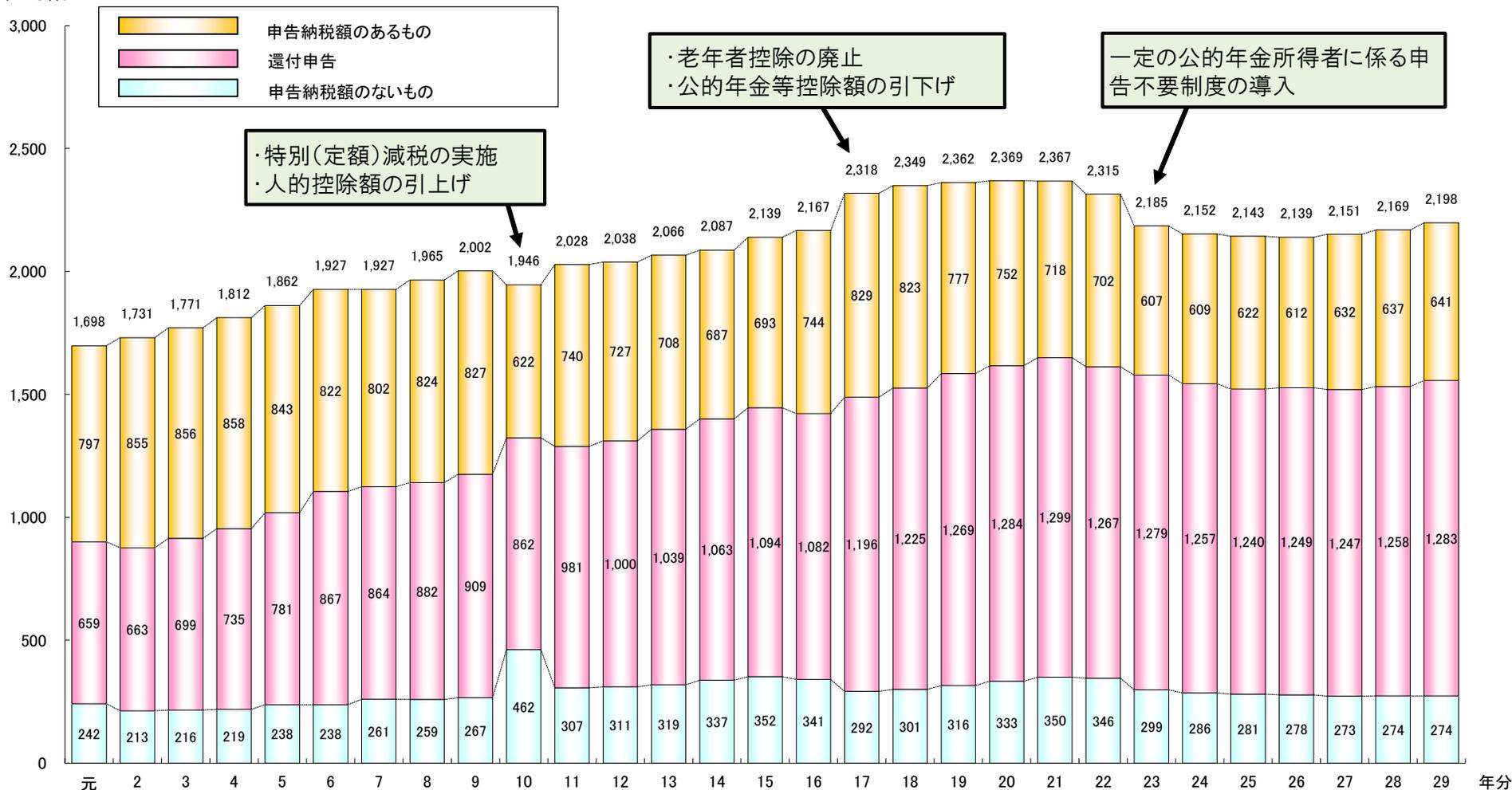


- 明治29年 税務署創設
- 明治32年 所得税導入
- 明治37年 源泉徴収制度導入
- 明治38年 日露戦争
- 明治39年 相続税創設
- 大正3年 第一次世界大戦
- 大正12年 関東大震災
- 昭和4年 世界恐慌
- 昭和8年 国際連盟脱退
- 昭和14年 第二次世界大戦
- 昭和15年 法人税創設
- 昭和22年 申告納税制度導入
- 昭和24年 国税庁発足
- 昭和25年 シャープ勧告
- 昭和31年 国際連合加盟
- 昭和37年 キューバ危機
- 昭和39年 東京オリンピック
- 昭和47年 札幌オリンピック
- 昭和48年 オイルショック
- 昭和49年 長嶋茂雄引退
- 昭和53年 成田国際空港開港
- 昭和60年 プラザ合意
- 平成元年 消費税導入
- 平成3年 湾岸戦争
- 平成7年 バブル崩壊
- 平成7年 阪神・淡路大震災
- 平成9年 524署体制の成立
- 平成9年 消費税率5%
- 平成20年 リーマン・ショック
- 平成23年 東日本大震災
- 平成26年 消費税率8%

# 所得税の申告件数の推移

- 所得税の申告件数は平成元年と比較して、約1.3倍に増加（1,698万件→2,198万件）
- 還付申告件数は平成元年と比較して、約1.9倍に増加し、全申告件数の過半数を占める（659万件→1,283万件）

(単位: 万件)

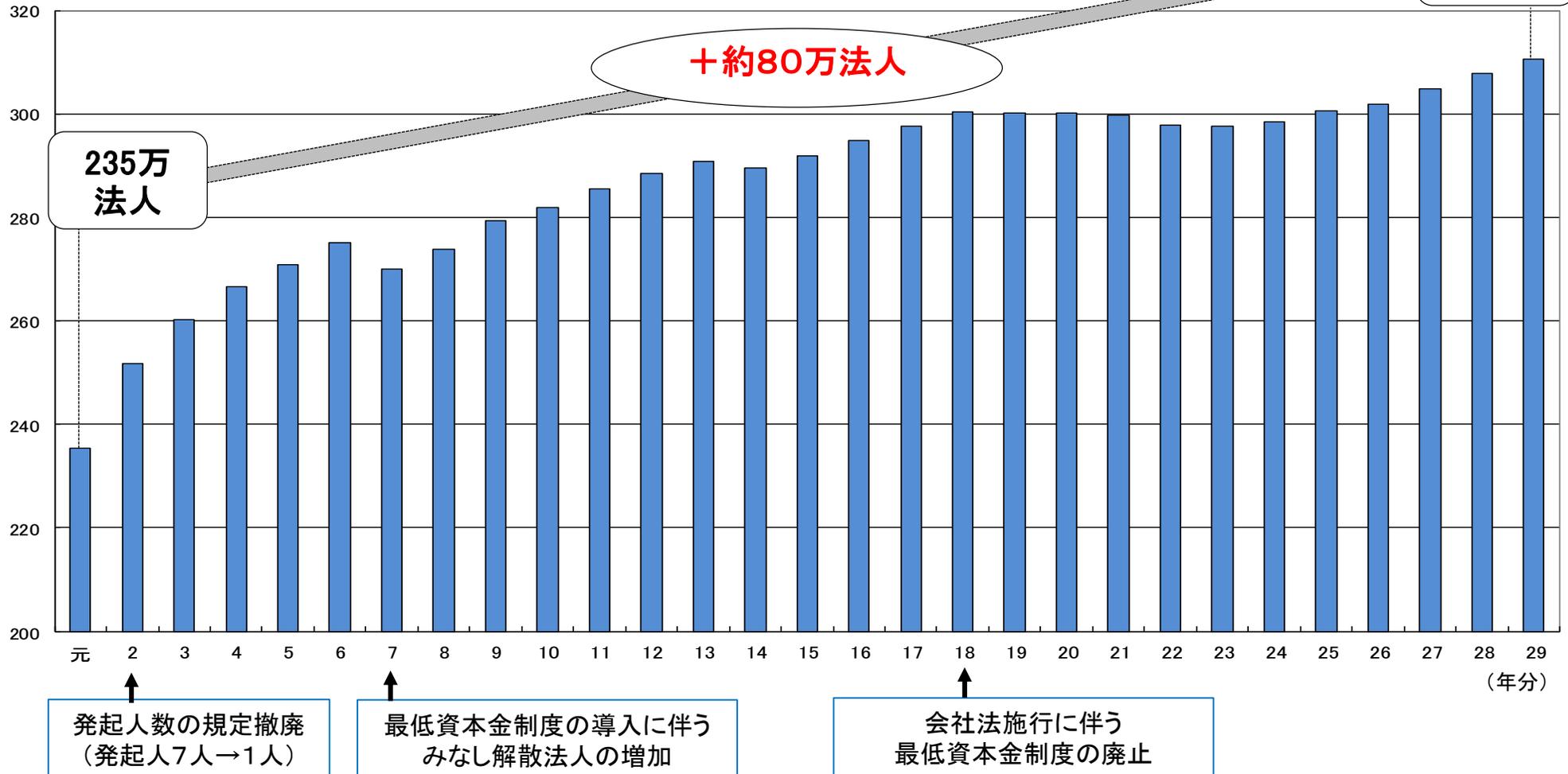


(注)いずれも翌年3月末までに提出された申告書の計数である。

# 法人数の増加

法人数は、平成元年から約80万法人増えて、**311万法人**に増加

(万法人)

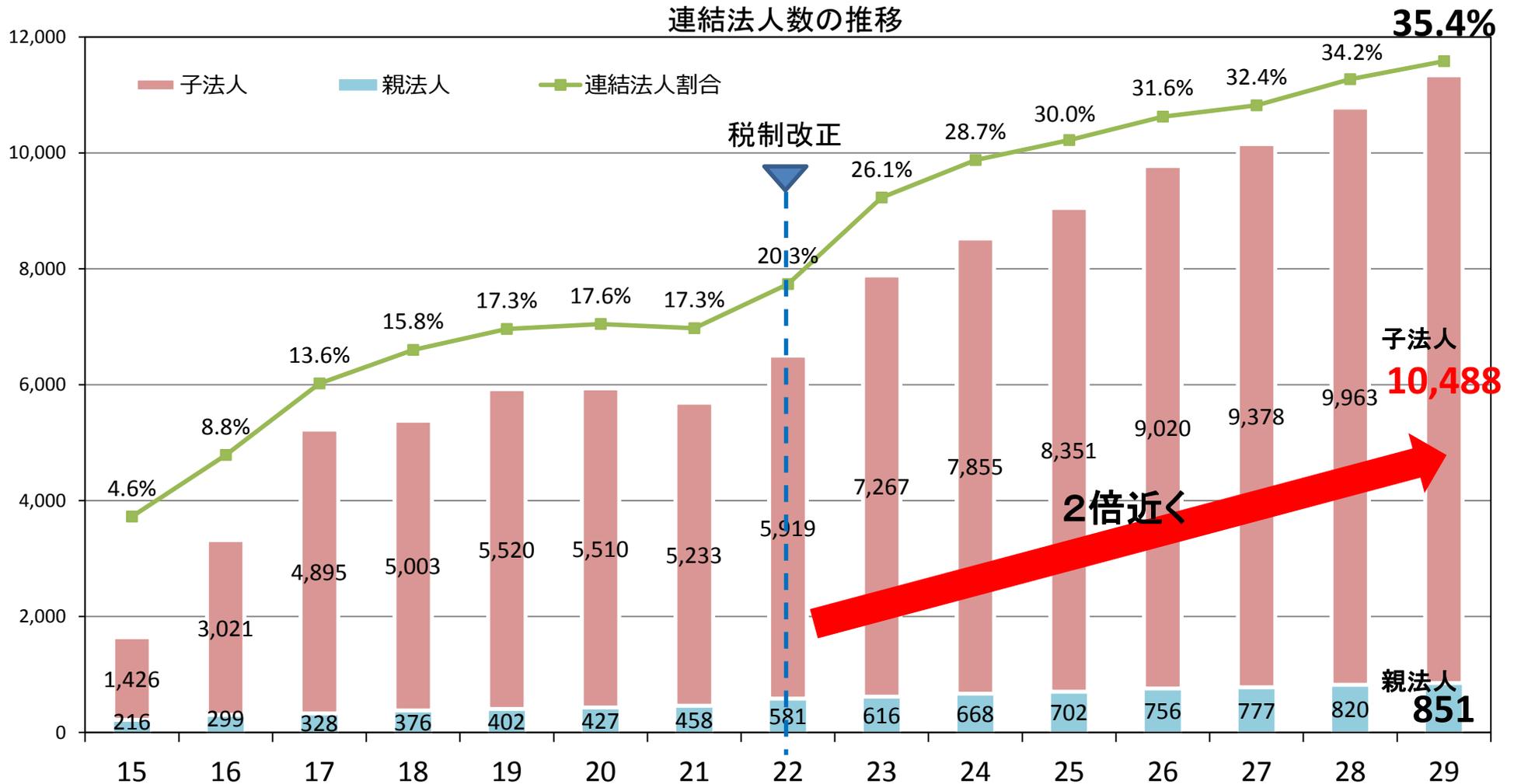


(注) 法人数は清算中法人の数を含まない。

# 連結法人数の急増

連結法人数が平成22年度税制改正(※)以降、特に増加。

※連結子法人の欠損金の持込緩和等

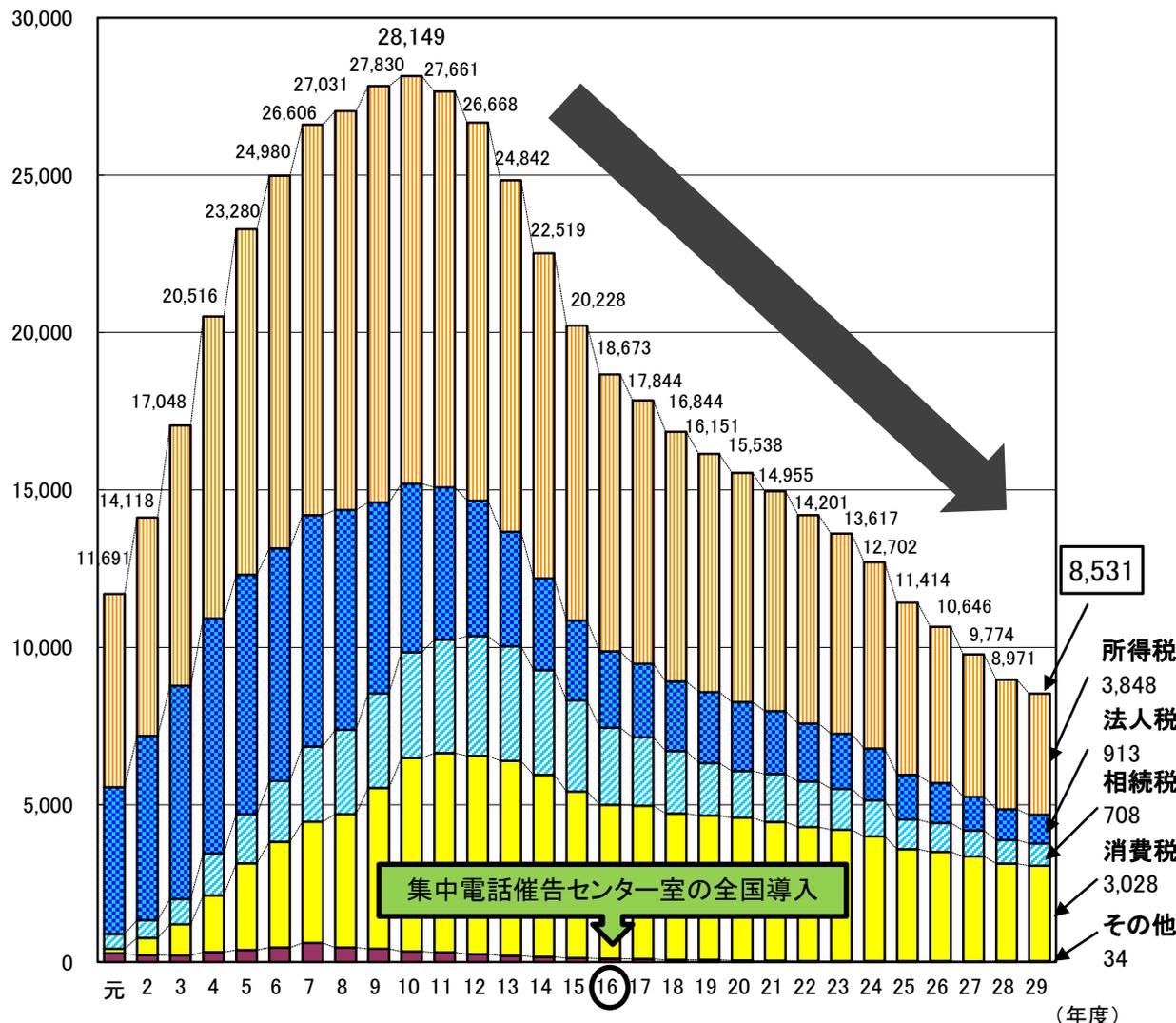


(注) 1 上記計数は、国税局調査部が所管する法人（原則として資本金額（連結子法人については連結親法人の資本金額）が1億円以上の法人）のみを対象に集計したものである。  
 2 連結開始前の欠損金額について、22年度税制改正前は原則として連結親法人の欠損金額のみが連結納税に持ち込めるとされていたものが、改正後は連結納税の開始に伴う時価評価の適用対象外となる連結子法人の欠損金額も持ち込めるよう緩和された。

# 租税滞納状況の推移

滞納整理中の額は、平成11年度以降19年連続で減少

(億円)



○ 税務署においては、新たな滞納が毎月大量に発生

○ できるだけ早期に滞納者へ接触を図ることが速やかな納付につながり、処理を促進する上で有効



○ 各国税局に集中電話催告センター室(納税コールセンター)を設置し、各税務署において新たに発生した滞納事案を集中的に所掌

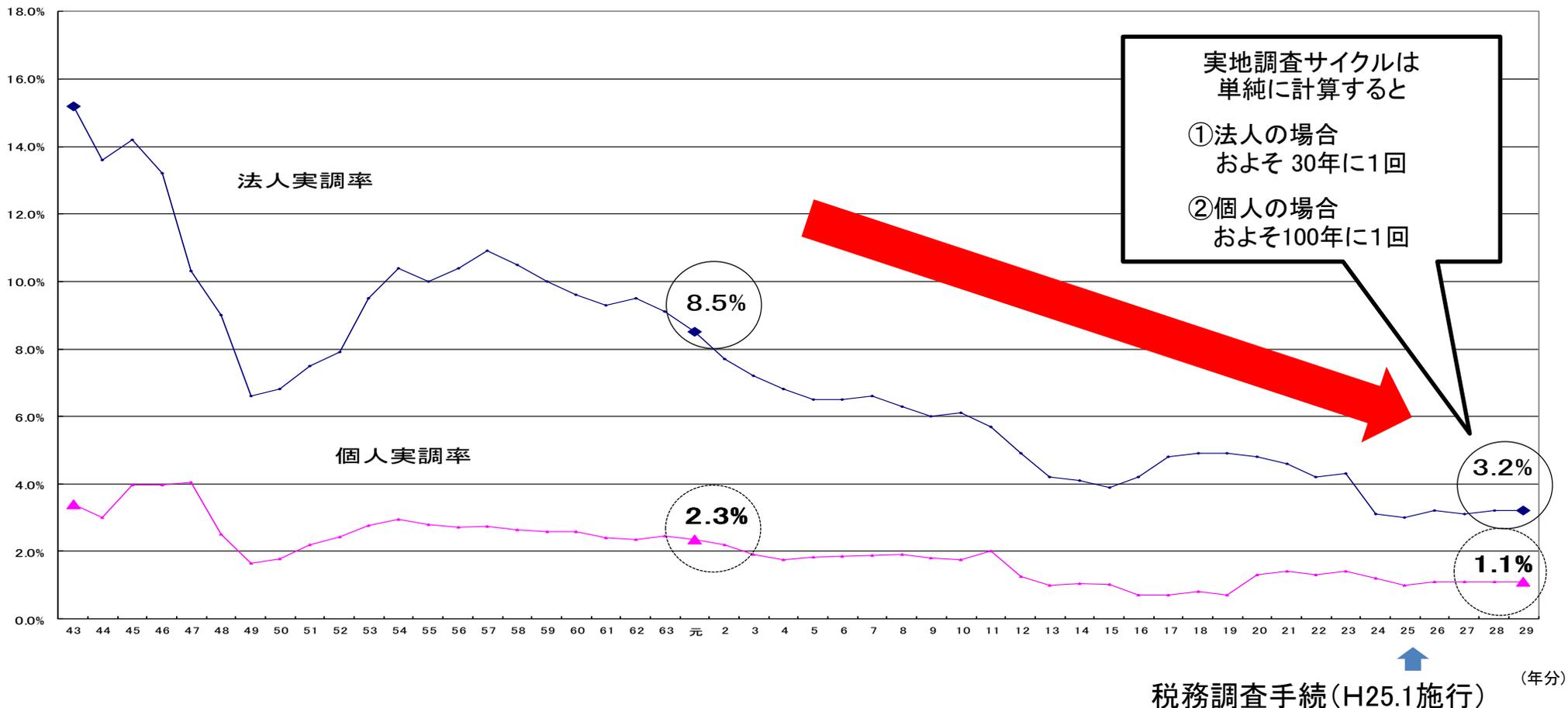
○ 集中電話催告センター室では、システムを活用して早期かつ反復的に電話催告を行うことにより、効果的・効率的に滞納整理を実施

(注) 地方消費税額を含まない。

# 実調率の推移

- ① 申告件数の増加等による業務量の大幅な増加、
- ② 経済取引の国際化・高度情報化の進展による業務の質的困難化に伴い、「実調率」は、平成元年と比較して、法人・個人ともに低下

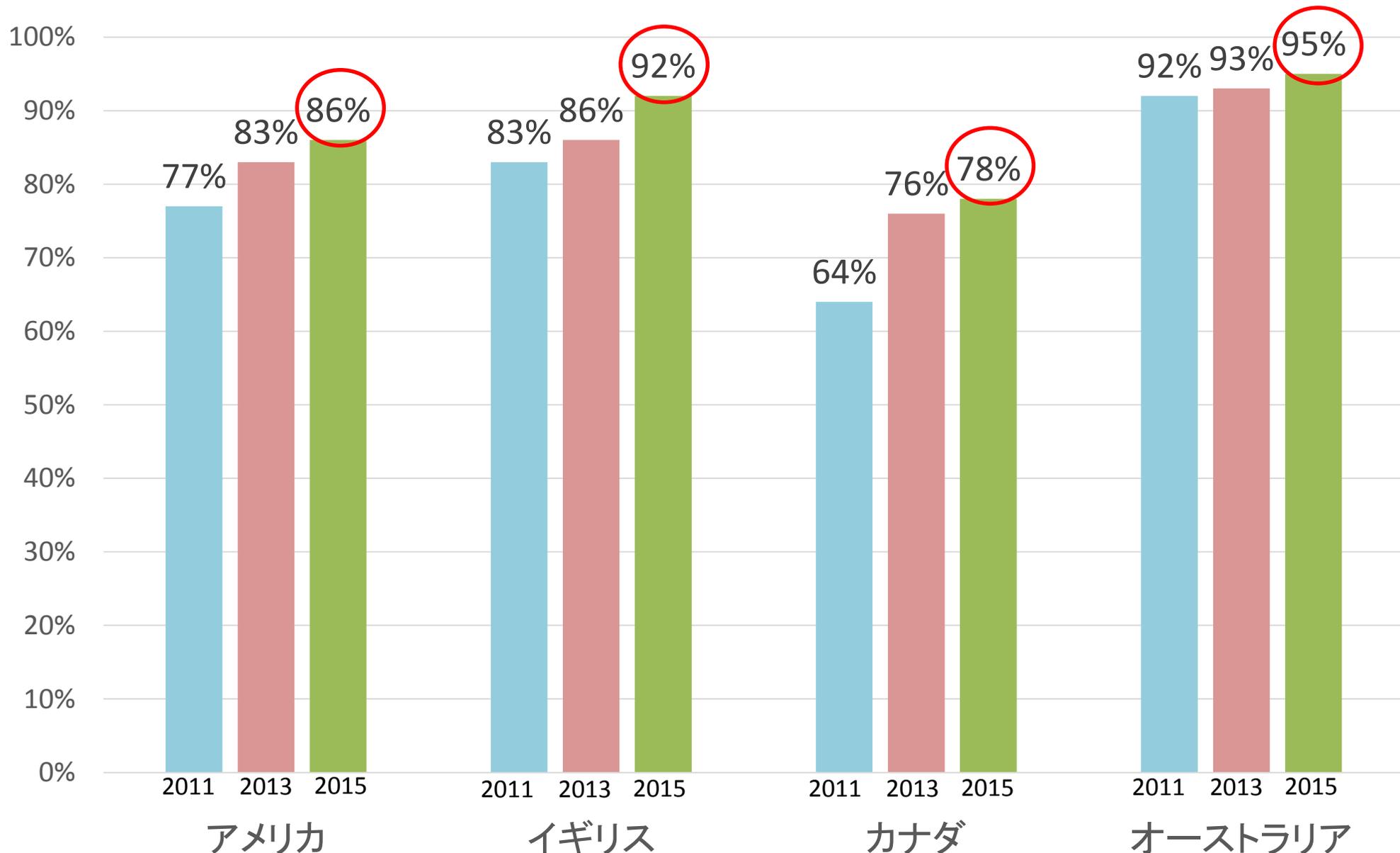
実調率 = 実地調査件数 ÷ 法人数、税額のある申告を行った納税者数 (注1、2)



(注1) 「法人実調率」は、実地調査の件数を法人数(休業中・清算中法人含む。)で除したものの。

(注2) 「個人実調率」は、実地調査(20年分以降は実地着眼調査を含む。)の件数を税額のある申告を行った納税者数で除したものの。

# 諸外国におけるICT化の現状(所得税の電子申告割合)



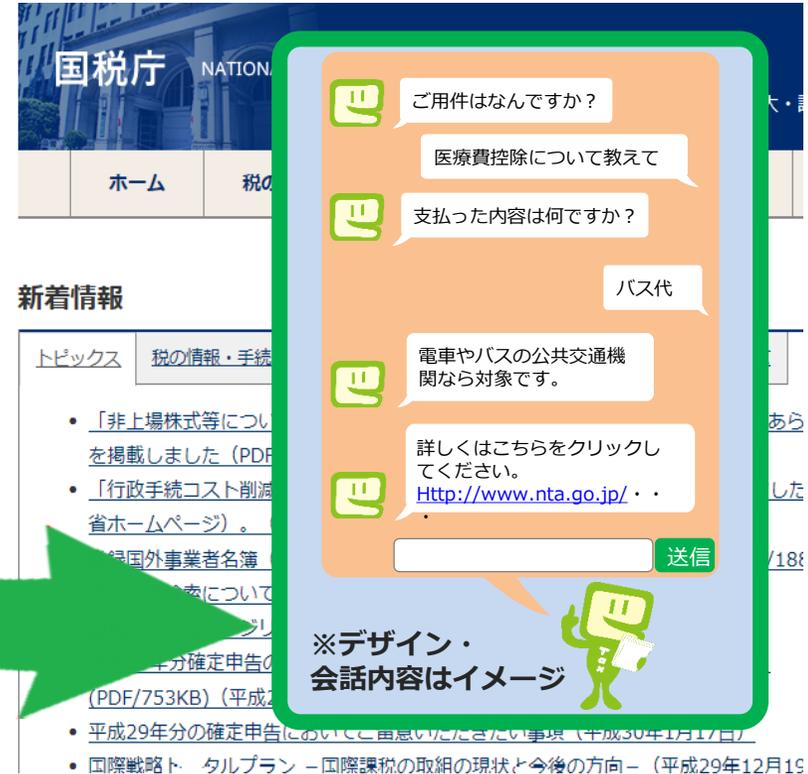
出典: IRS DATA BOOK 2011,2013,2015(アメリカ)、HMRC公表資料(イギリス)、OECD Tax Administration2017(その他)

# 諸外国におけるICT化の現状(法人の申告の状況)

国名	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	カナダ
電子申告割合	72% (2015年)	99% (2016年)	n.a.	100% (2015年)	86% (2015年)
電子申告義務化状況	一部義務化	原則義務化	原則義務化	原則義務化	一部義務化
電子申告義務対象者	一定規模の法人 <small>(課税年度末時点の総資産が1,000万ドル以上で、暦年で250件以上の申告書を提出する普通法人等)</small>	全法人	全法人	全法人	一定規模の法人 <small>(年間総収入が100万カナダドル超の法人)</small>
電子申告を義務化した年	2005年12月31日以降に終了する課税年度	2010年4月1日以降に終了する課税年度であって、2011年4月1日以降に行われる申告	2011年1月1日以降に開始する課税年度	2012年12月31日以降に終了する課税年度	2010年1月1日以降に開始する課税年度

# チャットボットの導入

土日、夜間等の日時にとらわれない相談チャネルとして、チャットボットを導入することにより、納税者のニーズへの対応、電話相談事務の効率化等を図る。

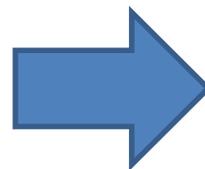


- ① アイコンをクリックするとチャットウィンドウが開く。
- ② チャットウィンドウに質問を入力すると、AIが自動回答する。適切な回答ができないような質問をされた場合は、AIから質問をすることで、質問内容を補完する。

## 【H31年度中に庁HPへ試験導入】

給与所得者及び年金受給者の確定申告に係る簡易な質問に対応

- ・ 税務署の所在地などの案内
- ・ 医療費控除などの所得控除、ローン控除
- ・ e-Tax等の操作方法 等



## 【H32年度中に運用開始】

- ・ 相談事例の蓄積・学習を繰り返しながら、順次対応範囲を拡大

# 海外のICT化先進事例<シンガポール>

## ICTを活用した税務相談

### AIを活用した質疑応答

- シンガポールでは“Ask Jasmine”というバーチャルアシスタント（所得税に関する自動相談機能）を2015年に試験導入。現在は、“Ask Jamie”として機能拡大し印紙税や資産税にも対応。
- AIが納税者が入力した質問を理解し、あらかじめ用意されている回答例のデータベースから最適な回答 を探し出して提示。

（参考）イギリス、オーストラリア等でも同様のサービスを提供。

〔「AIを活用した質疑応答(シンガポール)」の画面〕

Ask Jamie @ IRAS

Ask a question about Individual Income Tax

Hi, I'm Jamie. I am here to answer your questions relating to **Individual Income Tax**

These are the current Most Popular Questions

- Do I need to submit an Income Tax Return?
- How do I know if I am a tax resident?
- How do I pay my taxes?
- When will I receive my Notice of Assessment i.e. tax bill?
- Any questions about Getting Tax Clearance for Foreign & SPR employees / IR21

How may I assist you today?

Type your question here. Please do not key in your personal information. Send

Print Terms of Use Powered by flexAnswer™

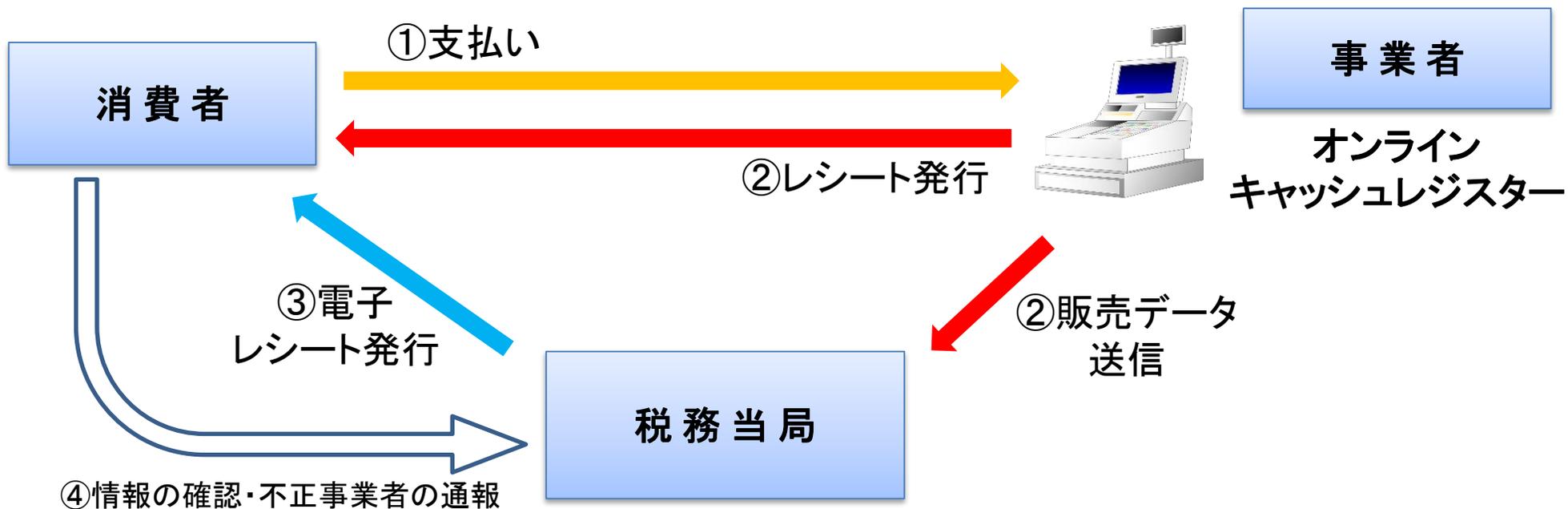
# 海外のICT化先進事例<ロシア>

## 税務行政におけるデータ処理技術の活用

### ⇒ オンライン・キャッシュレジスターの義務化

- ・入力された販売データをネットでリアルタイムに税務当局に転送する機能を有するキャッシュレジスター
- ・2017年7月より同レジスター導入が一部事業者義務化(2018年には原則全ての事業者義務化)

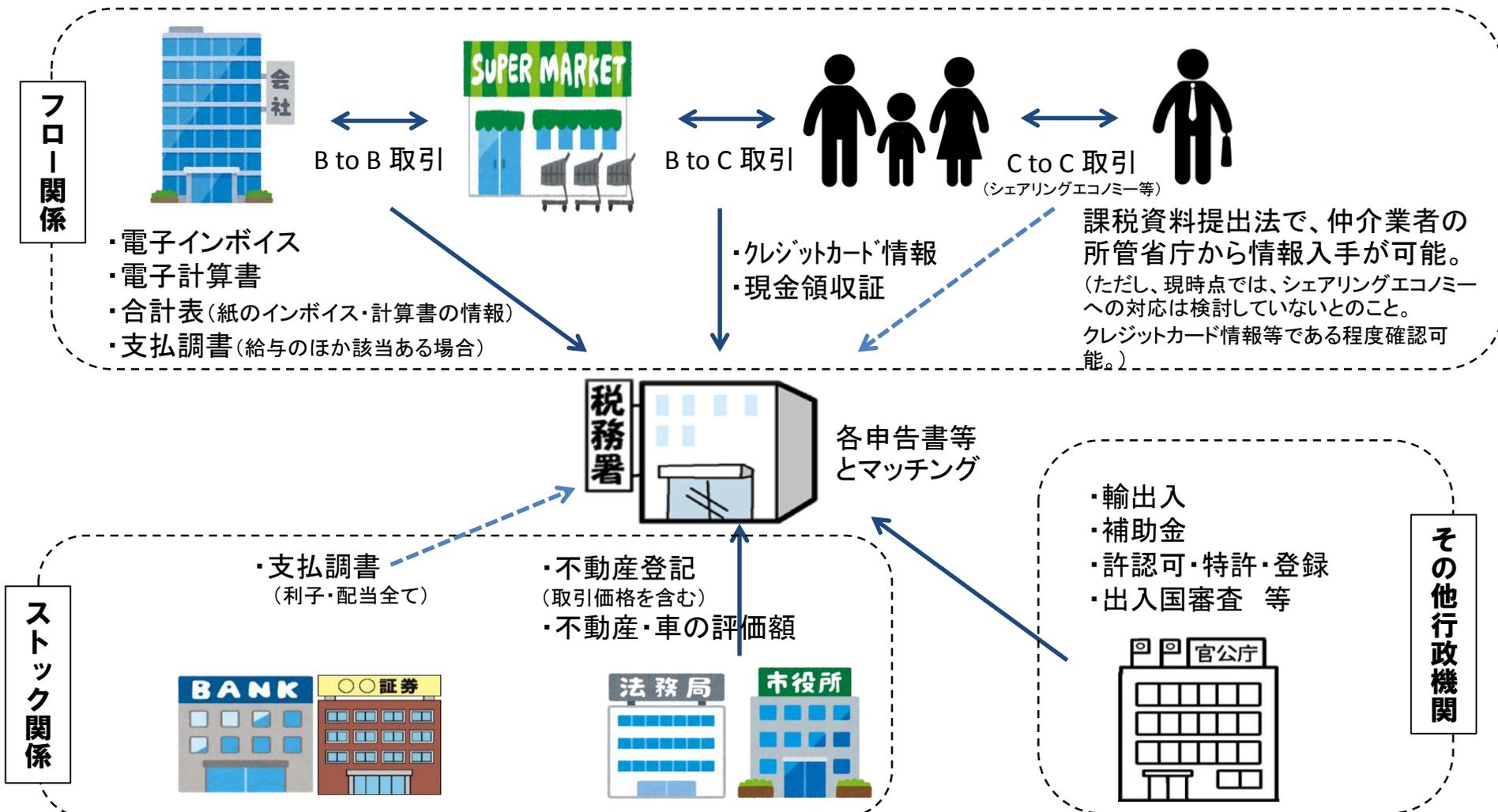
- 税務当局は、リアルタイムで事業者の売上内容を把握できるとともに、調査選定が効率化
- 事業者は、書類保存や申告に係る手間が省略



# 韓国における制度の信頼性向上に向けた取組（情報提供の仕組み）

平成29年6月19日  
政府税調「説明資料」

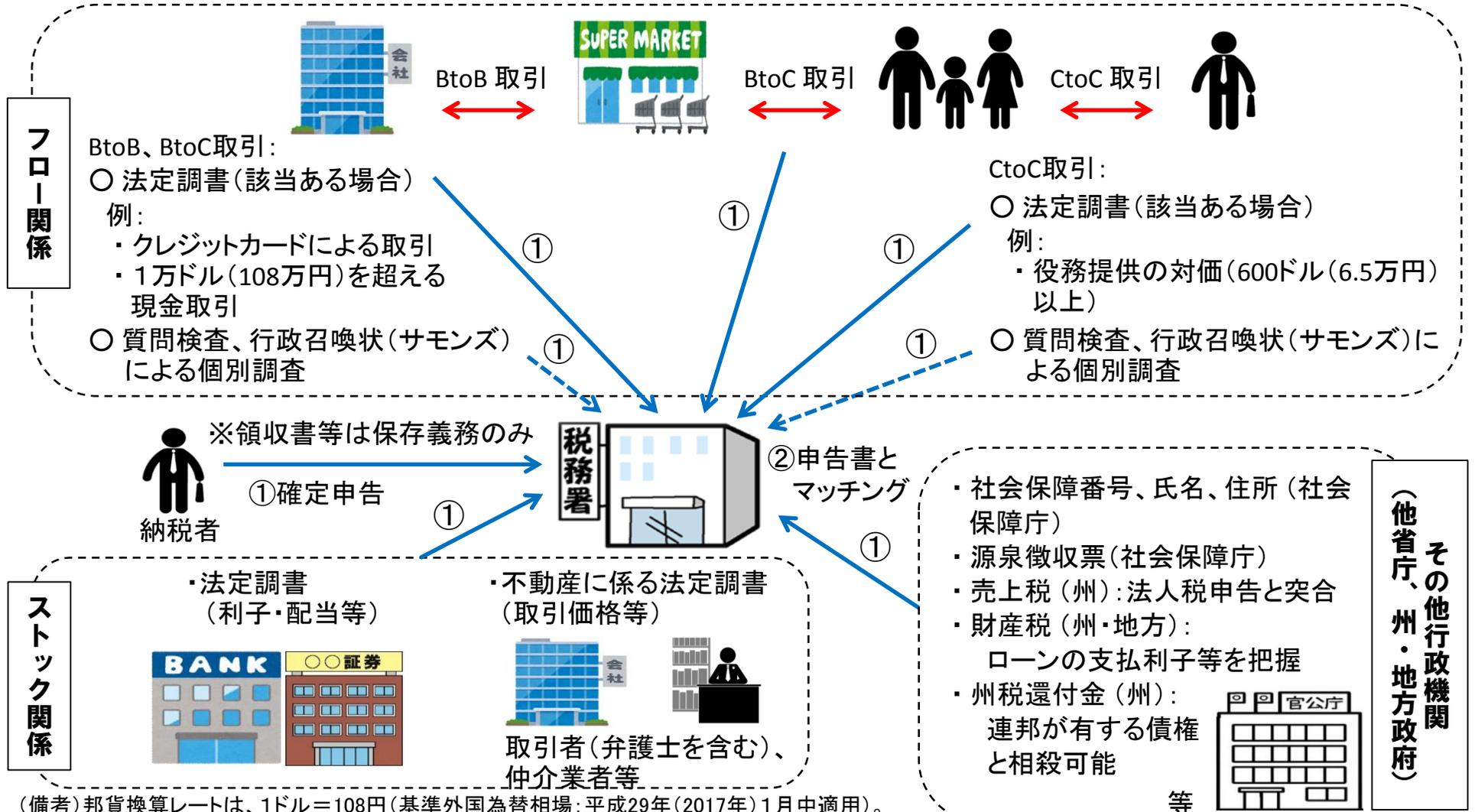
- 年末調整のための控除対象データのほか、インボイス、クレジットカード利用情報、ストック情報、支払調書等が国税庁に集まる仕組み。その際、支払調書(給与・利子・配当等)は金額基準がない。
- また、行政機関等の保有情報を税務行政に活用するため、2000年から課税資料提出法を施行。
- 番号付きで提出される資料情報(ほぼ電子)は国税庁でマッチングし、当事者間の取引事実のクロスチェックを含め申告等の適正性確認に役立てるとともに、税務調査先の選定に当たって参考としている。



# アメリカにおける制度の信頼性向上に向けた取組（情報提供の仕組み（全体像））

平成29年10月23日  
政府税調「参考資料」

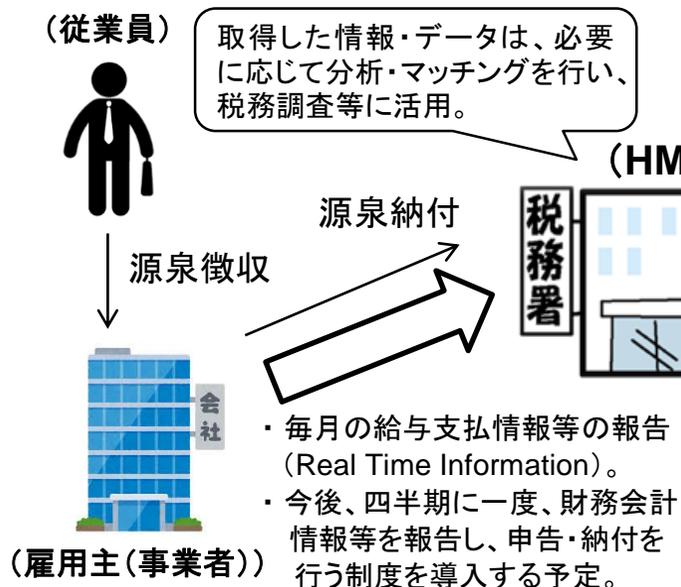
- 多様な法定調書による情報提供が行われている。
- 省庁間及び連邦・州地方間の情報連携が発達しており、データマッチング等を利用して申告内容の適正性を確認。
- 個別の調査については、一般的な「質問検査」に加え、納税者に出頭を求め聞き取りを行ったり、資料の提出を求める等を行う「行政召喚状(サモンズ)」の発出も行われる。また、サモンズについては、第三者に対し、不特定の納税者に関する情報の提出を求める仕組みも存在(いわゆる「ジョン・ドウ・サモンズ」)。



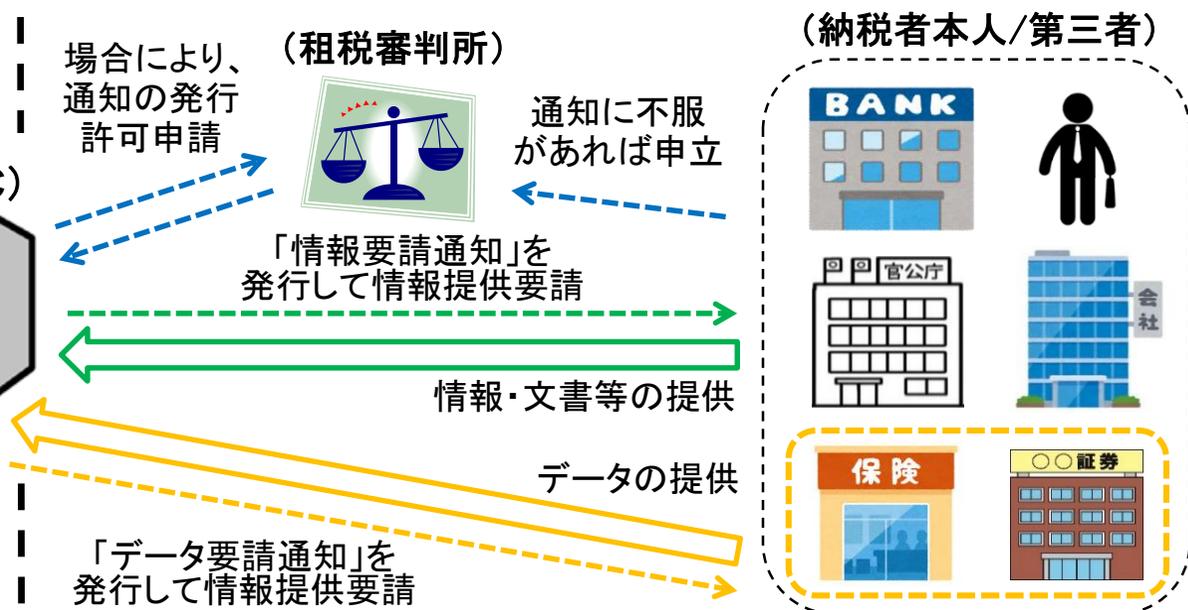
(備考) 邦貨換算レートは、1ドル=108円(基準外国為替相場:平成29年(2017年)1月中適用)。

- 歳入関税庁(HMRC)による実態の把握が困難な新たな経済活動や、国際的な課税逃れ、脱税等に対応し、課税漏れを最小化するため、HMRCの情報収集権限の整備が進められている。
- HMRCは、納税者及び関係する第三者に対し、「情報要請通知(Information Notice)」を発行して、合理的な範囲内で、当該納税者の課税状況の確認に必要な情報の提供を要請することができる(2008年財政法)。同通知を第三者に対して発行する場合は、不特定の納税者に関する情報の提供も要請することができる(ただし、租税審判所から事前に許可を受ける必要)。
- また、HMRCは、納税者の課税状況の分析等に活用するため、「データ要請通知(Data-holder Notice)」を発行して、雇用主や証券会社等の法令で定められた第三者に対し、不特定多数の納税者に関する一定のデータの提供を求めることもできる(Bulk Information Power / Data-gathering Power: 2011年財政法)。なお、当該第三者の範囲については、2013年や2016年の法改正により、決済業者や仲介業者にも拡大されている。
- そのほか、税務に関わるほぼ全ての情報のやり取りを電子化する取組「Making Tax Digital」の推進により、給与所得者の所得税については、「Real Time Information」化を実現。毎月、課税額を調整した上で源泉徴収を行い、納税額の過不足の幅を限りなく小さくしている。加えて、個人事業主と法人については、課税逃れ防止の観点から、HMRCが適時に事業状況等を把握できるようにするため、今後、四半期に一度、財務会計情報を報告する制度を導入する予定。

## <Real Time Information等のイメージ>

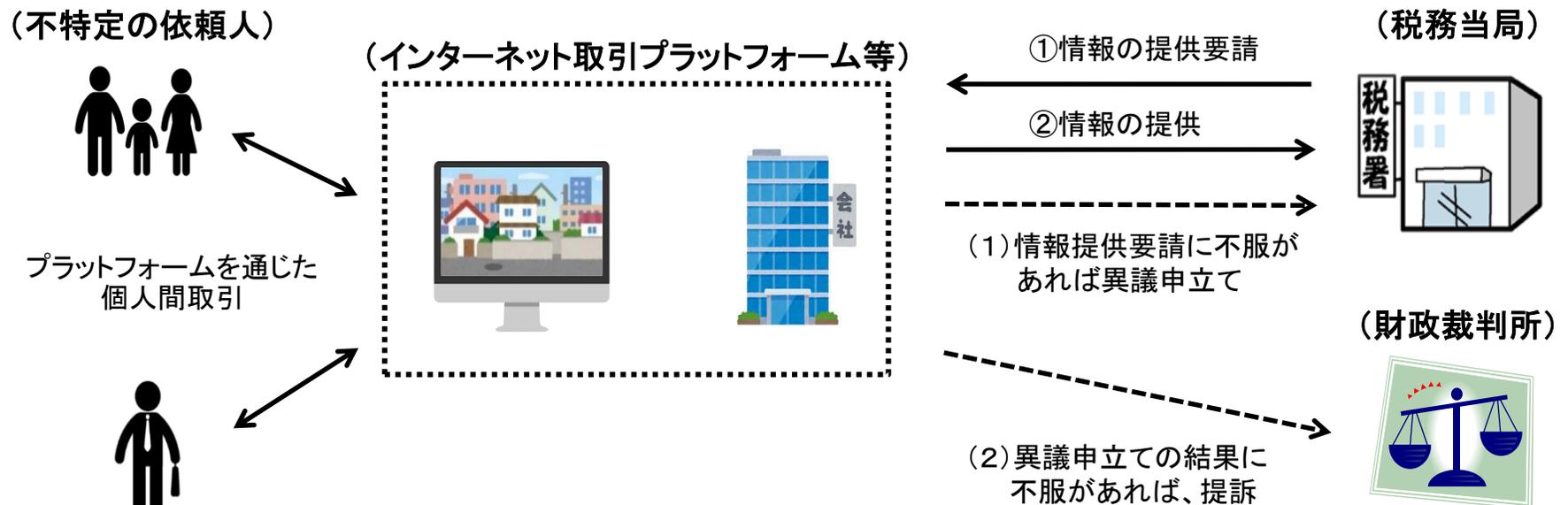


## <情報提供要請権のイメージ>



- 税務当局は、納税者及び関係する第三者に対し、情報提供を要請することが可能。不特定の納税者に関する情報を第三者に要請することも判例によって従前より認められており、パナマ文書等の租税回避問題を背景に、2017年の租税通則法改正において、これが明文化された（「一括情報要請」）。
- 同法改正により、「一括情報要請」を行使するためには、提供を要請する情報の範囲を示すとともに、従前より判例上必要とされていた以下の要件を満たす必要があることが、法律上明文化された。
  - ① 調査についての十分な端緒が存在すること
  - ② 他の採り得る手段によっては事実関係の解明が達成されないと見込まれること
- なお、情報提供要請を受けた第三者が、これに不服がある場合は、税務当局に異議を申立てることが可能であり、その結果になお不服がある場合は、最終的に連邦財政裁判所に提訴することもできる仕組みとなっている。

## ＜一括情報要請が行われた例＞



## 1. 支払調書等による情報の提出

給与・利子・配当等に関する支払調書等の法定調書が存在する。また、デジタル経済の進展により利用者の所得の把握が困難になったことを受け、2016年の税制改正において、2020年以降、インターネット取引のプラットフォーム事業者に対し、サービス利用者の取引情報の提供を義務付けるよう、見直しを行った。

## 2. コミュニケーション権による情報提供要請

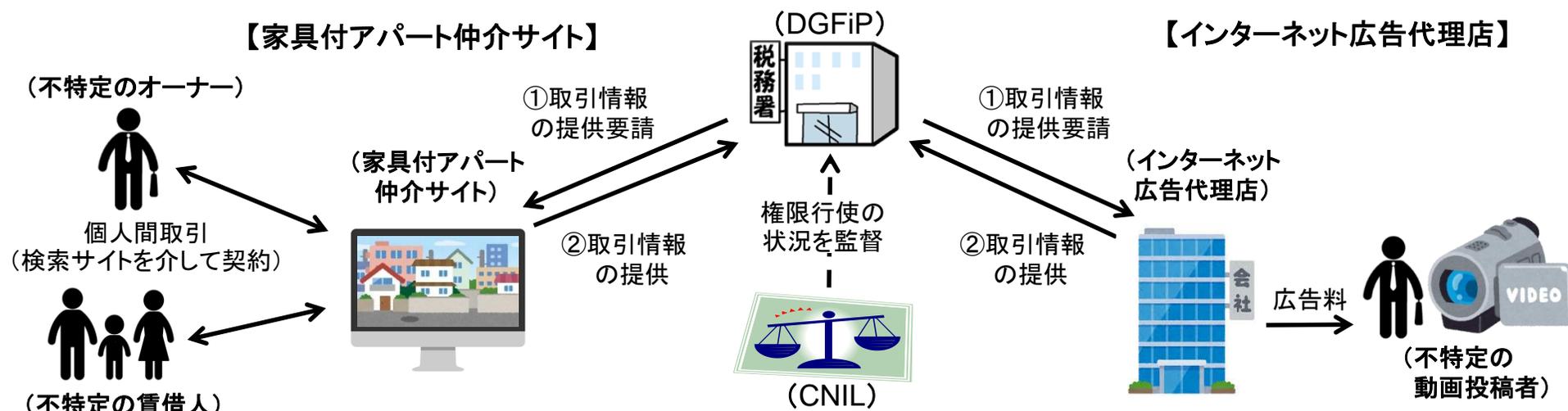
公共財政総局(DGFIP)が納税者及び関係する第三者等に対し情報提供を要請できる仕組みである、「コミュニケーション権」について、インターネットを利用した脱税行為等の増加に対処するため、2014年に見直しを行い、納税者が不特定の場合でも、第三者(仲介業者を含む)に対し、一定の条件を指定し、該当する取引情報の提供を要請することが可能となった。

なお、同権限の行使の状況については、個人情報保護等を目的とする独立行政機関「情報処理及び自由に関する国家委員会(CNIL)」が監督している。

### ■ 主な要件(税務手続法典L81条、R\*81-3条等)

- ① 課税標準の確定及び税務調査を目的とすること。
- ② 提供要請先に対して、納税者の属性・要請する情報の内容・調査実施期間を客観的に示すこと。

### <コミュニケーション権が活用された例>



※ DGFiPの発表によれば、2016年中に、「コミュニケーション権」が計1,531回発動されている。

# 税務に関するコーポレートガバナンスの充実を通じたコンプライアンスの向上

## 我が国全体の税務コンプライアンスの維持・向上のためには、大企業の税務に関するコーポレートガバナンス(税務CG)の充実が重要

### 具体的な取組

- 大企業の経営責任者が集まる場で、税務CGの充実を働き掛け
- 一定の大規模法人(※)の税務調査の際、税務CGの状況を確認・判定
  - ※ 国税局調査部の特別国税調査官所掌法人
- 調査終了時に、大企業の経営責任者と国税局幹部(調査部長)が意見交換
  - ・効果的な取組事例の紹介等
- 税務CGの状況が良好で調査必要度が低いと認められる法人について次回までの調査時期を延長等

### 取組効果

#### 【企業側】

- 不適切な税務処理が発生するリスクの軽減
- 税務調査対応の負担軽減

#### 【当局側】

- 調査必要度の高い法人へ調査事務量を重点配分

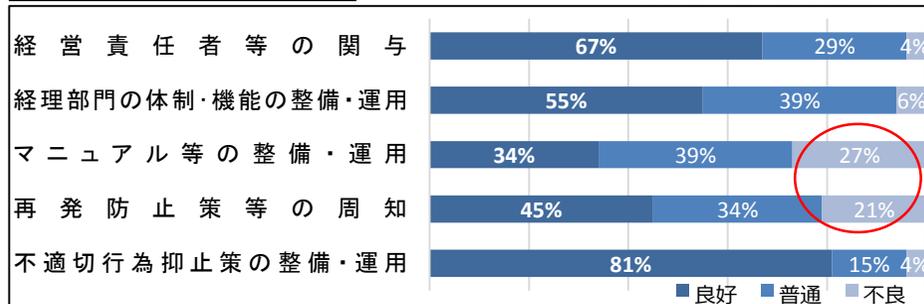
### 【調査時期延長等対象法人数の状況】

事務年度	24	25	26	27	28	29
法人数	11	19	28	36	51	90

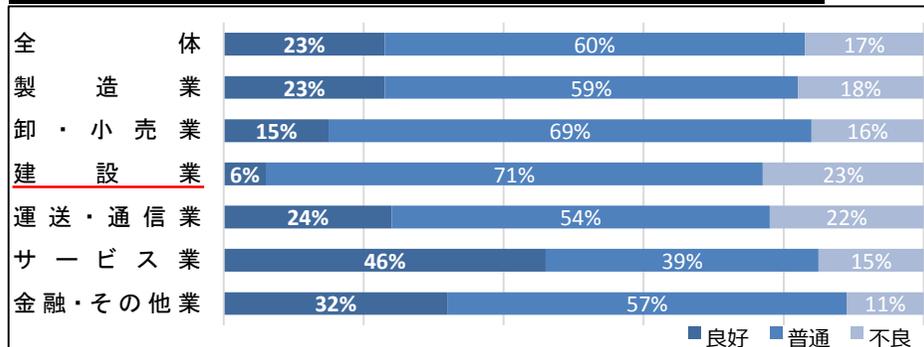
(注) 平成29事務年度末現在、判定対象法人(約500社)の約2割

### 【判定項目別の結果】

平成26~29事務年度判定分



### 【税務CGの状況や調査結果等を踏まえた総合判定結果】



# 「BEPSプロジェクト」最終報告書の概要

## A. グローバル企業は払うべき（価値が創造される）ところで税金を支払うべきとの観点から、国際課税原則を再構築〔実質性〕

### (1) 電子経済の発展への対応

電子経済に伴う問題への対応について、海外からのB2B取引及びB2C取引に対する消費課税のあり方等に関するガイドラインをそれぞれ策定した。

**行動1 電子経済の課税上の課題への対応** → 国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税方式を見直し(27年度改正)

### (2) 各国制度の国際的一貫性の確立

各国間の税制の隙間を利用した多国籍企業による租税回避を防止するため、各国が協調して国内税制の国際的調和を図った。

**行動2 ハイブリッド・ミスマッチの無効化** → 27年度改正で対応済。また、租税条約の拡充(含行動⑮)の中で対応

**行動3 外国子会社合算税制の強化** → 租税回避リスクを外国子会社の個々の活動内容により把握するよう見直し(29年度改正)

**行動4 利子控除制限** → 24年度に導入した過大支払利子税制について、31年度税制改正において見直し予定

**行動5 有害税制への対抗** → 既存の枠組みで対応

### (3) 国際基準の効果の回復

伝統的な国際基準(モデル租税条約・移転価格ガイドライン)が近年の多国籍企業のビジネスモデルに対応できていないことから、「価値創造の場」において適切に課税がなされるよう、国際基準の見直しを図った。

**行動6 条約濫用の防止** → 租税条約の拡充(含行動⑮)の中で対応

**行動7 人為的なPE認定回避** → 租税回避の防止等のためPEの範囲を見直し(30年度改正)。租税条約の拡充(含行動⑮)の中で対応

**行動8-10 移転価格税制と価値創造の一致** → 特に無形資産の取扱いについて、31年度税制改正において見直し予定

## B. 各国政府・グローバル企業の活動に関する透明性向上〔透明性〕

### (4) 透明性の向上

多国籍企業による租税回避を防止するため、国際的な協調のもと、税務当局が多国籍企業の活動やタックス・プランニングの実態を把握できるようにする制度の構築を図った。

**行動5 ルーリング(企業と当局間の事前合意)に係る自発的情報交換**  
**行動11 BEPS関連のデータ収集・分析方法の確立**

**行動12 タックス・プランニングの義務的開示** → 法改正の可否を含め検討

**行動13 多国籍企業情報の報告制度**  
(移転価格税制に係る文書化) → 28年度改正で対応済み

## C. 企業の不確実性の排除〔予見可能性〕

### (5) 法的安定性の向上

BEPS対抗措置によって予期せぬ二重課税が生じる等の不確実性を排除し、予見可能性を確保するため、租税条約に関連する紛争を解決するための相互協議手続きをより実効的なものとするを図った。

**行動14 より効果的な紛争解決メカニズムの構築** → 租税条約の拡充(含行動⑮)の中で対応

### (6) BEPSへの迅速な対応

BEPS行動計画を通じて策定される各種勧告の実施のためには、各国の二国間租税条約の改正が必要なものがあるが、世界で無数にある二国間租税条約の改定には膨大な時間を要することから、BEPS対抗措置を効率的に実現するための多数国間協定を2016年末までに策定する。

**行動15 多数国間協定の開発** → 参加(31年1月に発効)

# 国別報告事項 (CbCR: Country by Country Report) の自動的情報交換

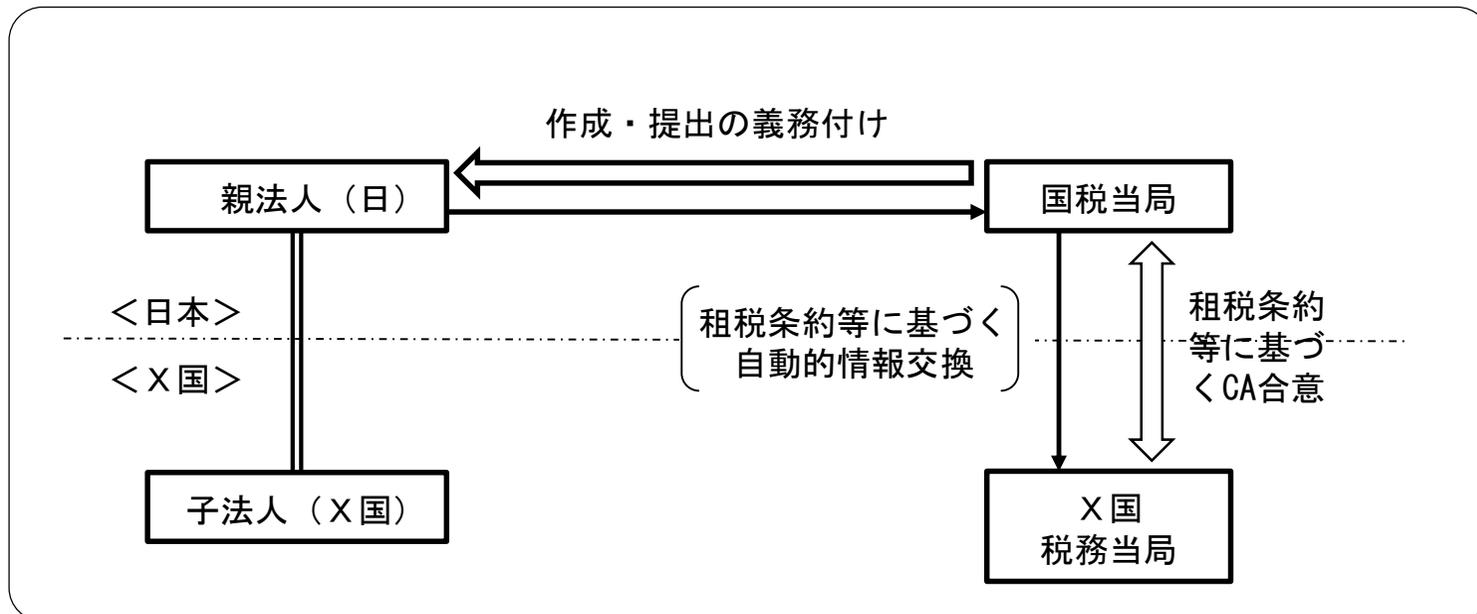
## 《概要》

- 国別報告事項とは、多国籍企業グループの国ごとの収入金額、利益の額、税額等を記載したものであり、移転価格リスク評価その他のBEPSに関連するリスク評価及び統計に使用する。
- 国別報告事項の提出は、原則、対象となる多国籍企業グループの最終親会社から、その居住地国の税務当局に行われ、その後、その税務当局から、自動的情報交換により多国籍企業グループの子会社等の居住地国の税務当局に提供される。

## 《日本の対応》

- 平成28年度税制改正において、国別報告事項を含む多国籍企業情報の報告等に係る制度を整備（平成28年4月施行）。
- 国税庁は、国内の多国籍企業グループの最終親会社から国別報告事項の提供を受け、外国の税務当局に対し情報提供を行うとともに、外国の税務当局から日本に子会社等がある他の多国籍企業グループの国別報告事項の提供を受ける。

[日本から外国への情報提供のイメージ]



# 非居住者に係る金融口座情報の自動的情報交換 (CRS: Common Reporting Standard)

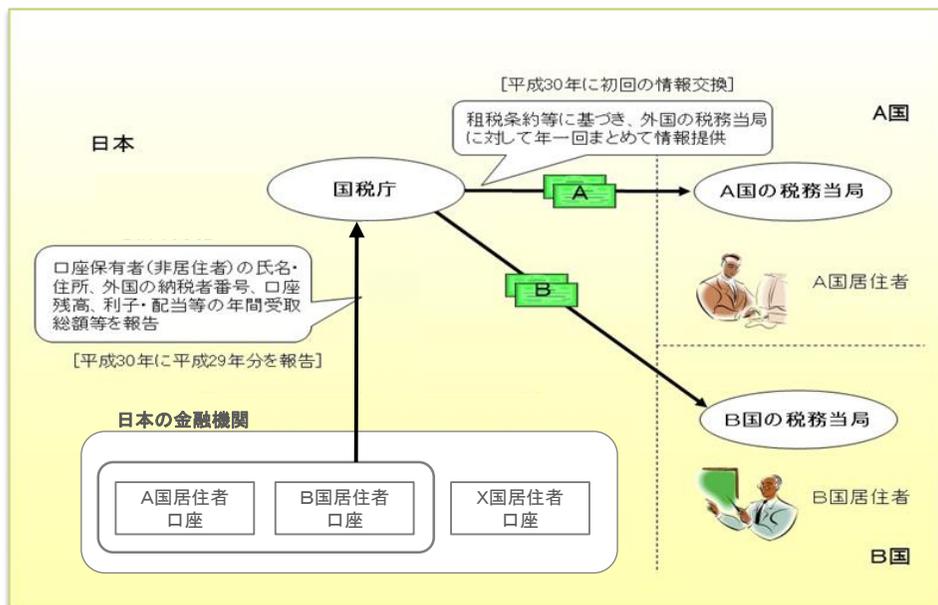
## 《概要》

- 各国の税務当局は、自国に所在する金融機関から非居住者が保有する金融口座情報の報告を受け、租税条約等の情報交換規定に基づき、その非居住者の居住地国の税務当局に対し、その情報を自動的に提供する。

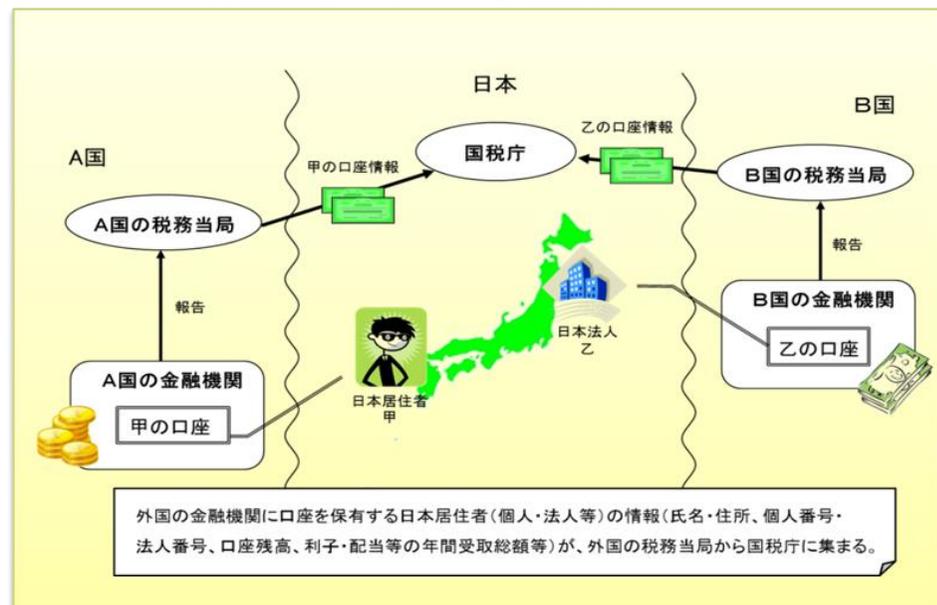
## 《日本の対応》

- 平成27年度税制改正において、金融機関による非居住者の口座情報の報告制度を整備（平成29年1月施行）。
- 国税庁は、平成30年以後、毎年4月末（平成30年については5月1日）までに国内に所在する金融機関から報告を受け、その年の9月末までに外国の税務当局に対し情報提供を行うとともに、外国の税務当局から、その国の金融機関に日本の居住者が保有する金融口座に関する情報の提供を受ける。

[日本から外国への情報提供のイメージ]



[外国から日本への情報提供のイメージ]



# 非居住者に係る金融口座情報の自動的情報交換の実施時期に関するコミット状況

(2019年1月11日現在)

2017年に初回交換(49か国・地域)		2018年に初回交換(51か国・地域)		2019年又は2020年に初回交換(8か国・地域)	初回交換時期未定(45か国・地域)	
<u>アイスランド</u>	<u>セーシェル</u>	<u>アゼルバイジャン</u>	(中)マカオ*	アルバニア(2020)	アルメニア	ハイチ
<u>アイルランド</u>	<u>大韓民国</u>	<u>アラブ首長国連邦*</u>	<u>チリ</u>	オマーン(2020)	ウガンダ	パプアニューギニア
<u>アルゼンチン</u>	<u>チェコ</u>	<u>アンティグア・バーブーダ</u>	(丁)グリーンランド	ガーナ(2019)	ウクライナ	パラグアイ
<u>イタリア</u>	<u>デンマーク</u>	<u>アンドラ</u>	<u>ドミニカ</u>	カザフスタン(2020)	エクアドル	フィリピン
<u>インド</u>	(丁)フェロー諸島	<u>イスラエル</u>	<u>トリニダード・トバゴ</u>	<u>クウェート(2019)*</u>	エジプト	ブルキナファソ
<u>英国</u>	<u>ドイツ</u>	<u>インドネシア</u>	<u>トルコ</u>	ナイジェリア(2019)	エスワティニ	ベナン
(英)アンギラ*	<u>ノルウェー</u>	<u>ウルグアイ</u>	<u>ナウル*</u>	ペルー(2020)	エルサルバドル	ボスニア・ヘルツェゴビナ
(英)英領ヴァージン諸島*	<u>ハンガリー</u>	<u>オーストラリア</u>	<u>ニウエ</u>	モルディブ(2020)	カーボヴェルデ	ナ
(英)ガーンジー	<u>フィンランド</u>	<u>オーストリア</u>	<u>日本</u>		ガイアナ	ボツワナ
(英)ケイマン諸島*	<u>フランス</u>	(蘭)アルバ*	<u>ニュージーランド</u>		ガボン	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国
(英)ジブラルタル	<u>ブルガリア</u>	(蘭)キュラソー*	<u>パキスタン</u>		カメルーン	国
(英)ジャージー	<u>ベルギー</u>	(蘭)セントマーティン	<u>パナマ</u>		カンボジア	マダガスカル
(英)ターコス・カICOS諸島	<u>ポーランド</u>	<u>カタール*</u>	<u>バヌアツ*</u>		グアテマラ	モーリタニア
*	<u>ポルトガル</u>	<u>カナダ</u>	<u>バハマ*</u>		ケニア	モルドバ
(英)バミューダ*	<u>マルタ</u>	<u>クック諸島*</u>	<u>バルバドス</u>		コートジボワール	モロッコ
(英)マン島	<u>南アフリカ共和国</u>	<u>グレナダ</u>	<u>バーレーン*</u>		ジブチ	モンゴル
(英)モンセラット*	<u>メキシコ</u>	<u>コスタリカ*</u>	<u>ブラジル</u>		ジャマイカ	モンテネグロ
<u>エストニア</u>	<u>ラトビア</u>	<u>サウジアラビア</u>	<u>ブルネイ・ダルサラーム</u>		ジョージア	リベリア
<u>オランダ</u>	<u>リトアニア</u>	<u>サモア*</u>	<u>ベリーズ*</u>		セネガル	ルワンダ
<u>キプロス*</u>	<u>リヒテンシュタイン</u>	<u>シンガポール</u>	<u>マーシャル諸島*</u>		セルビア	レソト
<u>ギリシャ</u>	<u>ルーマニア*</u>	<u>スイス</u>	<u>マレーシア</u>		タイ	
<u>クロアチア</u>	<u>ルクセンブルク</u>	<u>セントクリストファー・ネイビス*</u>	<u>モナコ</u>		タンザニア	
<u>コロンビア</u>		<u>セントピエール及びミクロナディオン諸島*</u>	<u>モーリシャス</u>		チャド	
<u>サンマリノ</u>		<u>セントルシア*</u>	<u>レバノン*</u>		チュニジア	
<u>スウェーデン</u>		<u>中華人民共和国</u>	<u>ロシア</u>		トーゴ	
<u>スペイン</u>		(中)香港			ドミニカ共和国	
<u>スロバキア</u>					ニジェール	
<u>スロベニア</u>						

(注1) 下線は日本との間におけるCRSに基づく自動的情報交換の実施対象国・地域(91か国・地域)。

(注2) \* は日本からCRS情報の提供を行わない(受領のみ)国・地域(27か国・地域)

# CRS情報の自動的情報交換 地域別 受領・提供 口座数

(平成30年(2018年) 10月31日現在)

## 欧州・NIS諸国 (42)

アイスランド	(英)マン島	スイス	(D)フェロー諸島	ポーランド	ルクセンブルク
アイルランド	エストニア	スウェーデン	ドイツ	ポルトガル	ロシア
アゼルバイジャン	オーストリア	スペイン	ノルウェー	マルタ	
イタリア	オランダ	スロバキア	ハンガリー	モナコ	
英国	キプロス	スロベニア	フィンランド	ラトビア	
(英)ガーンジー	ギリシャ	チェコ	フランス	リトアニア	
(英)ジブラルタル	クロアチア	デンマーク	ブルガリア	リヒテンシュタイン	
(英)ジャージー	サンマリノ	(D)グリーンランド	ベルギー	ルーマニア	

## 北米・中南米 (23)

アルゼンチン
ウルグアイ
(英)アンギラ
(英)英領ヴァージン諸島
(英)ケイマン諸島
(英)ターコス・カイコス諸島
(英)バミューダ
(英)モンセラット
カナダ
コスタリカ
コロンビア
セントクリストファー・ネーヴィス
セントビンセント及びグレナディーン諸島
セントルシア
チリ
パナマ
バハマ
バルバドス
ブラジル
ペリウ
メキシコ
(蘭)アルバ
(蘭)キュラソー

### 欧州・NIS諸国

受領: 202,455 (35)

提供: 8,548 (35)

### 中東・アフリカ

受領: 15,675 (5)

提供: 229 (4)

### 中東・アフリカ (8)

アラブ首長国連邦
クウェート
サウジアラビア
セーシェル
バーレーン
南アフリカ共和国
モーリシャス
レバノン

### 北米・中南米

受領: 41,915 (13)

提供: 6,259 (9)

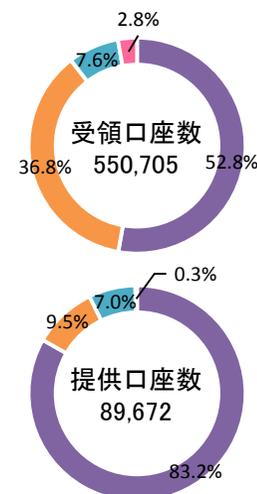
### アジア・大洋州

受領: 290,660 (11)

提供: 74,636 (10)

## アジア・大洋州 (15)

インド	サモア	(中)香港	パキスタン
インドネシア	シンガポール	(中)マカオ	バヌアツ
オーストラリア	大韓民国	ナウル	マレーシア
クック諸島	中華人民共和国	ニュージーランド	



(注) 我が国とのCRSによる情報交換の実施対象国・地域を示しているため、実際に情報交換を行った国・地域及び平成30年(2018年)までにCRSに従った情報交換の開始を表明した国・地域(平成30年(2018年)10月31日現在:101か国・地域)とは一致しない。

# 仮想通貨に関する所得の計算方法等について

○ 国税庁においては、下記のとおりホームページにおいて、仮想通貨取引の適正申告に向けた申告利便向上策として、仮想通貨に関する税務上の取扱いについてQ&A形式で公表。

【国税庁HPより】

## 仮想通貨に関する税務上の取扱いについて(FAQ)

平成30年11月  
国税庁

このFAQは、仮想通貨に関する税務上の取扱いについて、税目ごとに寄せられた一般的な質問等を取りまとめたものです。

【Q&Aの例】

1 仮想通貨を売却した場合

問 次の仮想通貨取引を行った場合の所得の計算方法を教えてください。

(例)・3月9日 2,000,000円で4ビットコインを購入した。

・5月20日 0.2ビットコインを110,000円で売却した。

(注) 上記取引において仮想通貨の売買手数料については勘案していない。

答 上記(例)の場合の所得金額は、次の計算式のとおりです。

【計算式】

110,000円 - (2,000,000円 ÷ 4ビットコイン) × 0.2ビットコイン = 10,000円<sup>(注)</sup>

[売却価額] [1ビットコイン当たりの取得価額] [売却した数量] [所得金額]

(注) その他の必要経費がある場合には、その必要経費の額を差し引いた金額となります。

保有する仮想通貨を売却(日本円に換金)した場合の所得金額は、その仮想通貨の売却価額と売却した仮想通貨の取得価額との差額となります。

【左記のほか下記のQ&Aを掲載】

- ・ 仮想通貨で商品を購入した場合
- ・ 仮想通貨同士の交換を行った場合
- ・ 仮想通貨の取得価額
- ・ 仮想通貨の分裂(分岐)により仮想通貨を取得した場合
- ・ 仮想通貨をマイニングにより取得した場合
- ・ 仮想通貨の所得区分
- ・ 仮想通貨の必要経費
- ・ 年間取引報告書を活用した仮想通貨の所得金額の計算

など

※ 平成 30 年 11 月記者発表資料（抜粋）

## 仮想通貨の課税

確定申告をした方で、公的年金等以外の雑所得に係る収入金額が 1 億円以上ある方のうち、仮想通貨取引による収入があると判別できた方は 331 人（速報値）でした。

また、申告納税額がある方で、主な所得が雑所得の方の所得金額及び申告納税額は、平成 28 年分に比して大幅に増加しました。

公的年金等以外の雑所得に係る収入金額が 1 億円以上の人数

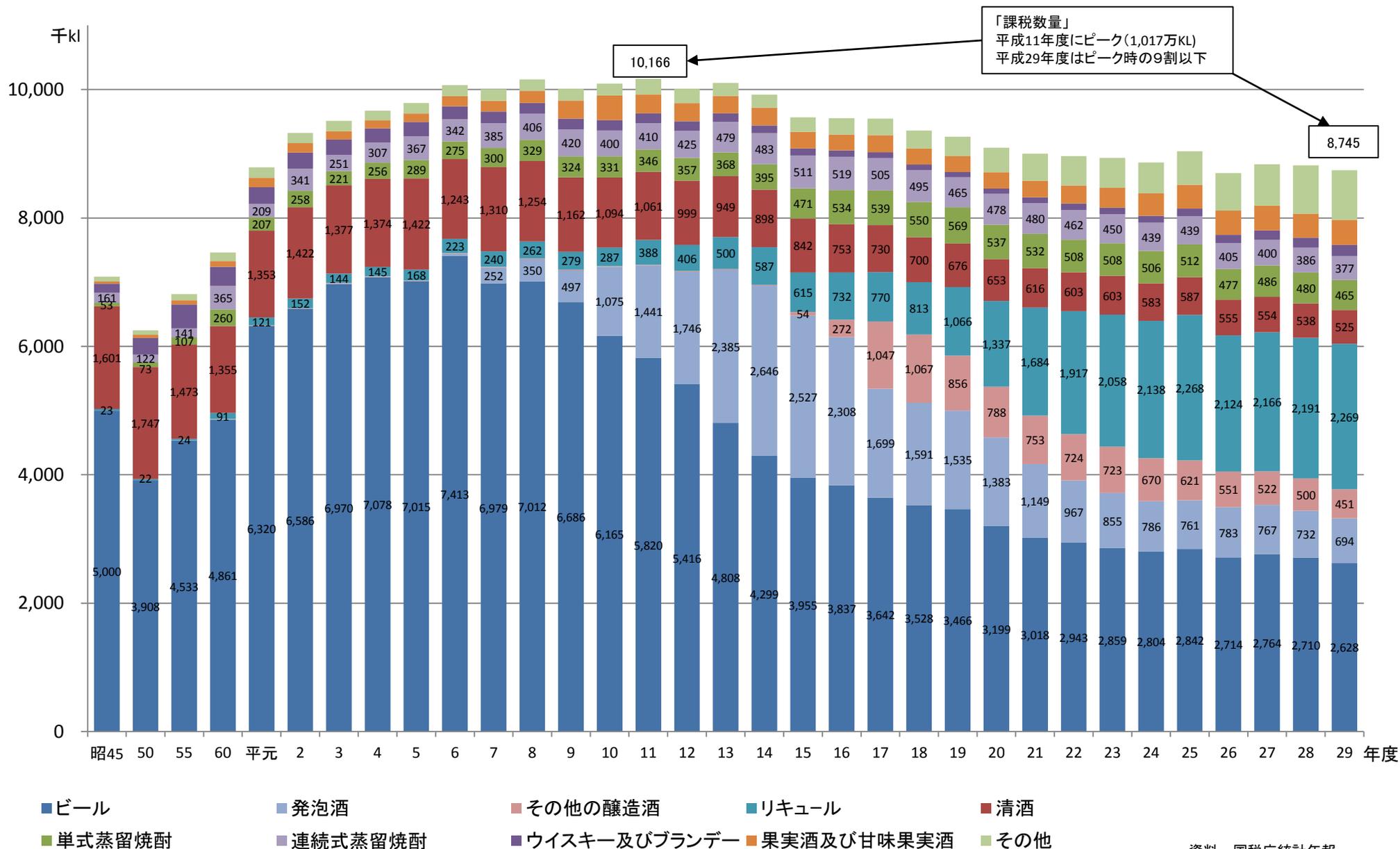
平成 28 年分	平成 29 年分	仮想通貨取引による収入があると判別できた方
238 人	549 人	<b>331 人</b>

主な所得が雑所得の方の所得金額等



(注) 仮想通貨取引による所得は、原則として「公的年金等以外の雑所得」に区分される。申告書上、「仮想通貨取引による所得か否か」は記載事項とはされていないため悉皆的な把握は不可能。上記「仮想通貨取引による収入があると判別できた方」の人数は、「所得の生ずる場所」欄に仮想通貨交換業者の名称が記載されていた申告の件数。

# 酒類課税移出数量の推移



資料：国税庁統計年報

## 日本産酒類の競争力強化・海外展開推進事業

「経済財政運営と改革の基本方針2018」(骨太の方針)及び「未来投資戦略2018」(成長戦略)(平成30年6月15日閣議決定)等を踏まえ、日本産酒類の競争力強化や海外展開を推進

### 日本産酒類の情報発信に係る経費（約1. 4億円）（30年度約0. 6億円）

- 国際的なイベント等の各国要人、プレスやバイヤー等が集まる機会に日本産酒類PRブースを出展
- 大きな影響力や発信力を持つ海外の酒類専門家を招聘し、日本産酒類に関する専門的知識や発信力の向上を図る観点から、酒類製造場の視察や酒類総合研究所によるレクチャー等を実施
- 海外の消費者に対して、関係機関等と連携し、日本産酒類の認知度を上げるためのプロモーションを実施

### 輸出環境整備に係る経費（約1. 0億円）（30年度約0. 9億円）

- 日本産酒類のブランド価値向上のため、酒類の地理的表示（GI）制度や日本ワインの表示制度等の認知度を向上させるためのシンポジウム等を実施
- 海外における大規模展示会への出展支援等、酒類製造者にビジネスマッチングの機会を提供

### 技術支援等に関する経費（約0. 2億円）（30年度約0. 2億円）

- 日本ワインや地ビールの製造者に対する製造技術面からの支援として、専門家による評価やレクチャーを実施
- 酒類総合研究所・地方自治体・大学・民間で得られたワインに関する技術情報の酒造現場における活用促進のため、酒類総合研究所にコーディネータを設置

## 清酒製造業近代化事業費等補助金

日本酒造組合中央会による清酒製造業及び単式蒸留焼酎製造業の振興を図るための事業を支援

平成31年度予算政府案 : 約6. 0 億円 【清酒: 約3. 4 億円、焼酎: 約2. 6 億円】

平成30年度予算 : 約6. 0 億円 【清酒: 約3. 5 億円、焼酎: 約2. 5 億円】

### 日本産酒類の輸出促進への取組(約2. 9 億円)(清酒: 約1. 5 億円、焼酎: 約1. 4 億円)

- 世界的な見本市への出展や海外でのセミナー・試飲会等のイベントを実施
- 訪日外国人をターゲットとして、主要国際空港にブースを設置 (試飲・販売、酒蔵ツーリズムのPR)
- 海外のインフルエンサー等を招聘し、酒蔵ツアー等を実施

### 伝統・文化及び地域活性化への取組(約2. 2 億円)(清酒: 約1. 4 億円、焼酎: 約0. 9 億円)

- 組合員の製造技術担当者を対象として、清酒及び焼酎に関する技術情報を提供する研修を実施
- 各地域において、清酒及び焼酎に関する正しい知識の普及や魅力の発信のためのイベントを実施

(参考) 以上のほか、酒類総合研究所に対する運営費交付金約9. 6 億円 (30年度約9. 6 億円) により、以下のような技術支援等の取組を実施

酒類に関する研究・開発	・輸出に適した酒類製造のため、老香(ひねか)が発生しにくい酵母を開発(民間企業との共同研究) 等
酒類製造講習	・醸造技術者の育成のため、最新の研究成果を取り入れた講習(業界団体と共催)
酒類の安全性に係る分析	・放射性物質の分析及び証明書の発行 等

# フランスにおけるジャポニスム2018関連での取組

## ジャポニスム2018公式オープニング

- ・平成30年7月12日にフランスのパリにて開催された「ジャポニスム2018公式オープニングイベント」において、日本産酒類プロモーションブースを設置し、招待客である政財界の要人やメディア関係者等の情報発信力の高い層に対し、日本産酒類の魅力を発信した。
- ・ブース来訪者には、日本産酒類の魅力を解説を行うとともに、フランス語による日本産酒類のPRリーフレットを配布した。

(試飲の様子)



## 日本ワインセミナー

- ・平成30年10月11日から13日に、フランスボルドーのワイン専門の博物館「La Cité du Vin」において、日本ワインを題材としたセミナー、パネルディスカッション及び試飲会を実施し、日本ワインの情報発信を行った。
- ・日本ワインの専門家である酒類総研理事長から、降水量の多い日本でのブドウ栽培方法や、日本におけるワインの産地の特色等について説明した。また、パネリストの日本ソムリエから、日本の固有品種である「甲州」の味わいの特徴についても説明した。

(会場の博物館)



## 日本産GI産品PRイベント（農水省と共催）

- ・平成30年12月3日、現地星付きレストランのオーナーシェフ等を対象とし、日本産GI産品のレストランでの取扱い拡大の検討の契機とするため「Taste of JAPAN Forum in Paris」を実施した。
- ・ウェルカムドリンクとして泡盛のカクテルを提供し、多様な楽しみ方を提案した。
- ・セミナー形式で、GI制度の概要と日EU・EPAで相互保護されることとなったGI産品を紹介するとともに、日本酒、焼酎、泡盛について、ワインの製造方法との違いや味わい・香りの特徴を説明した。
- ・試食・試飲会として、現地三ツ星シェフらが試作した日本産GI食品を使った料理と、日本酒、焼酎・泡盛、日本ワインそれぞれの日本産GI酒類をペアリング体験させ、好評を博した。

(セミナーの様子)



# ビジネスマッチングの取組

日本産酒類の海外における認知度の向上を図るとともに、海外における新市場開拓のきっかけを構築するため、海外大規模見本市への出展や海外における商談会を実施し、国内の酒類業者と海外のインポーター等との間のビジネスマッチングの機会を提供。

## Imbibe Live 2018

### 【事業概要】

- ・平成30年7月に開催した英国最大級の酒類見本市「Imbibe Live2018」において、日本産酒類プロモーションブースを出展した。
- ・参加を希望した日本産酒類の製造者等20者(清酒15者、ワイン2者、泡盛2者、梅酒1者)が現地のインポーター等と商談を実施した。
- ・ブース内のセミナースペースにて、日本産酒類の多様な飲み方を提案するため、「現地料理と日本酒のペアリングセミナー」及び「日本酒と泡盛を使用したカクテルのデモンストレーション」を実施した。



(ブースの様子)



(カクテルデモンストレーション)

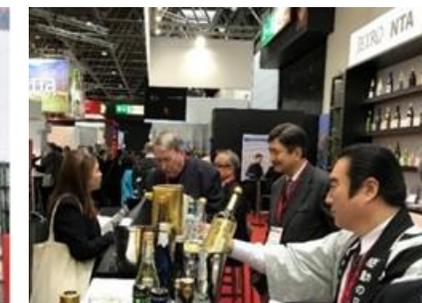
## ProWein2018

### 【事業概要】

- ・平成30年3月にドイツで開催した世界最大の酒類見本市「ProWein2018」において、日本産酒類プロモーションブースを出展した。
- ・参加を希望した日本産酒類の製造者等25者(清酒18者、ワイン1者、流通6者)が各国から訪れたインポーター等と商談を実施した。
- ・ブース内にて、日本酒造組合中央会や欧州の日本酒専門家等を講師としたセミナーを実施した。



(ブースの様子)



(試飲・商談の様子)

EU関税や容器容量規制の撤廃、日本GIの保護を通じ、清酒・焼酎(泡盛を含む)の競争力を高め、新たな市場を確保

## 発効前

清酒・焼酎の輸出は、米国、東アジア等に比べてEU向けは少ない

※清酒の輸出量(平成30年):25,747KL、22,232百万円  
(内EU向け :1,809KL、1,334百万円)

※焼酎の輸出量(平成30年):2,195KL、1,530百万円  
(内EU向け:33KL、33百万円)

### 関税

**EU側** ・清酒 : 0.077ユーロ/L(約10円)  
(焼酎は無税)

**日本側** ・清酒 : 70.4円/L  
・焼酎 : 16%(従価税)

### 地理的表示(GI:Geographical Indication)

日本が指定したGIはEUでは保護されない

⇒日本以外の他国で製造された清酒(sake)であっても日本酒と称して販売することができる

※ 清酒では国レベルのGIとして「日本酒」(日本の米を原料とし日本国内で製造された清酒)を指定済み

また、地域レベルのGIとして「山形」、「白山」を指定済み

※ 焼酎では「壱岐」、「球磨」、「薩摩」、「琉球」を指定済み

### 非関税措置

#### 蒸留酒の容器容量規制

⇒EUへの輸出専用として、ビンの調達や瓶詰設備等の追加的な投資負担

- ・ 700mlや1,750ml等の決められた容量以外では流通・販売ができない
- ・ 日本で流通する焼酎は、主に四合瓶(720ml)や一升瓶(1,800ml)

## 発効後

清酒の関税や焼酎の容器容量規制の即時撤廃及びGI「日本酒」等の保護により、EU向け輸出の拡大を期待

**EU側** 清酒の関税を即時撤廃

**日本側** 清酒・焼酎の関税を11年目に撤廃(段階的撤廃)

酒類GIの相互保護により清酒、焼酎のEU域内での保護を確保

⇒GI日本酒が保護されることにより、日本酒と他国で製造された清酒がEU域内で差別化されるなど、将来に渡り日本酒のブランド価値保護が実現される

※ 日本側もEUのGI(「シャンパン」、「ボルドー」等139名称)を保護(日本の業者にとっての激変緩和措置として、5年間GIの先使用を認める)

#### 単式蒸留焼酎の容器容量規制の緩和

⇒単式蒸留焼酎について、日本で流通する四合瓶や一升瓶の輸出が可能

EU関税や日本ワインの輸入規制撤廃、日本GIの保護により、日本ワインの競争力を高め、新たな市場を確保

## 発効前

EUへのワイン輸出量(平成28年):10KL、15百万円

### 関税

- EU側
- ・ ボトルワイン:0.154ユーロ/L (約20円) ※アルコール度により異なる。14度の場合を例示
  - ・ スパークリングワイン :0.32ユーロ/L (約41円)
- 日本側
- ・ ボトルワイン:67円~125円/L
  - ・ スパークリングワイン:182円/L

### 非関税措置

EUは補糖量など独自の基準を定めているため、国際的なルールを踏まえて定義した日本ワインであっても輸出ができない

- EUワイン醸造規則に従って製造されたもののみが流通可能  
⇒気候・風土の相違等により、ほとんどの日本ワインはEUワイン醸造規則を満たすことが困難  
＜主なEUワイン醸造基準＞
  - ・ 補糖量(2.5%~5%以下に制限)、補酸量(2.5g/L以下に制限)
  - ・ ブドウ品種(ウニフェラ種及びそのハイブリッド種に限定)  
※ ウニフェラ種とは、シャルドネ、メルロー等
- EUワイン醸造規則に従っている旨の証明書の添付の義務  
⇒証明書取得の金銭的、時間的な負担
  - ・ 輸出するロットごとに証明書の添付義務
  - ・ EU登録機関(独立行政法人酒類総合研究所)が業者から醸造に関する書類や分析用ワインを受け取り、証明書を発行  
※ 証明書発行手数料:1ロットにつき27,100円

### 地理的表示(GI:Geographical Indication)

日本が指定したGIはEUでは保護されない  
※ ワインでは「山梨」を指定済み

### ワイン添加物

日本でワインに使用できる添加物が、EUでは承認されていない

## 発効後

- EU側
- ワインの関税を即時撤廃
- 日本側
- ワインの関税を即時撤廃

EU仕様で製造しなくても、多くの国内向け日本ワインをそのまま自己証明を付して輸出できるようになる

- EUは、日本ワイン(国産ぶどうのみを原料とし、日本国内で製造された果実酒)の醸造方法を容認  
⇒EUワイン醸造規則によらず、日本ワインであれば輸出可能  
※ 「日本ワイン」は、国税庁が「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」に基づく「果実酒等の製法品質表示基準(平成27年10月国税庁告示第18号)」により定義
- 業者の自己証明を導入  
⇒金銭的、時間的な負担を大幅に軽減  
※ 日本ワインの名声保護や証明書の偽造防止等の観点から、酒類総研が自己証明が適切に行われていることを確認

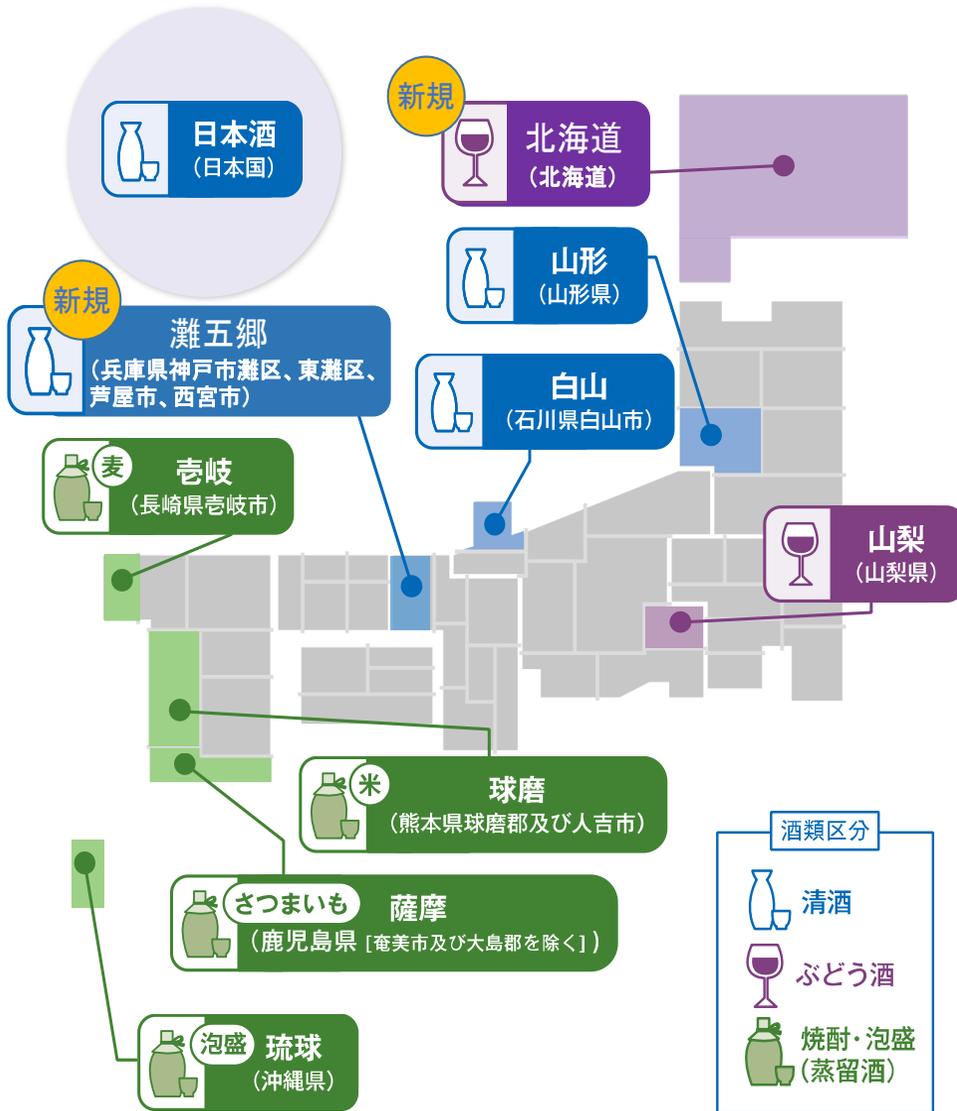
酒類GIの相互保護により GI「山梨」のEU域内での保護を確保  
⇒模造品等の流通が防止され、ブランド価値向上が期待できる  
※ 日本側もEUのGI(「シャンパン」、「ボルドー」等139名称)を保護(日本の業者にとっての激変緩和措置として、5年間GIの先使用を認める)

主要なワイン添加物について、日EUそれぞれが申請手続きを開始  
⇒国内ワイン業者にとっても、EUで承認されたワイン添加物が使用できるようになると期待 (日本側25品、EU側28品。日本側は国税庁がEU企業に代わり厚労省に承認申請)

# 酒類の地理的表示の指定状況

- 酒類の地理的表示として、「灘五郷」(清酒)、「北海道」(ぶどう酒)を新たに指定(平成30年6月28日付)。
- 平成31年2月に発効した日EU・EPAでは、地理的表示の相互保護を実現。

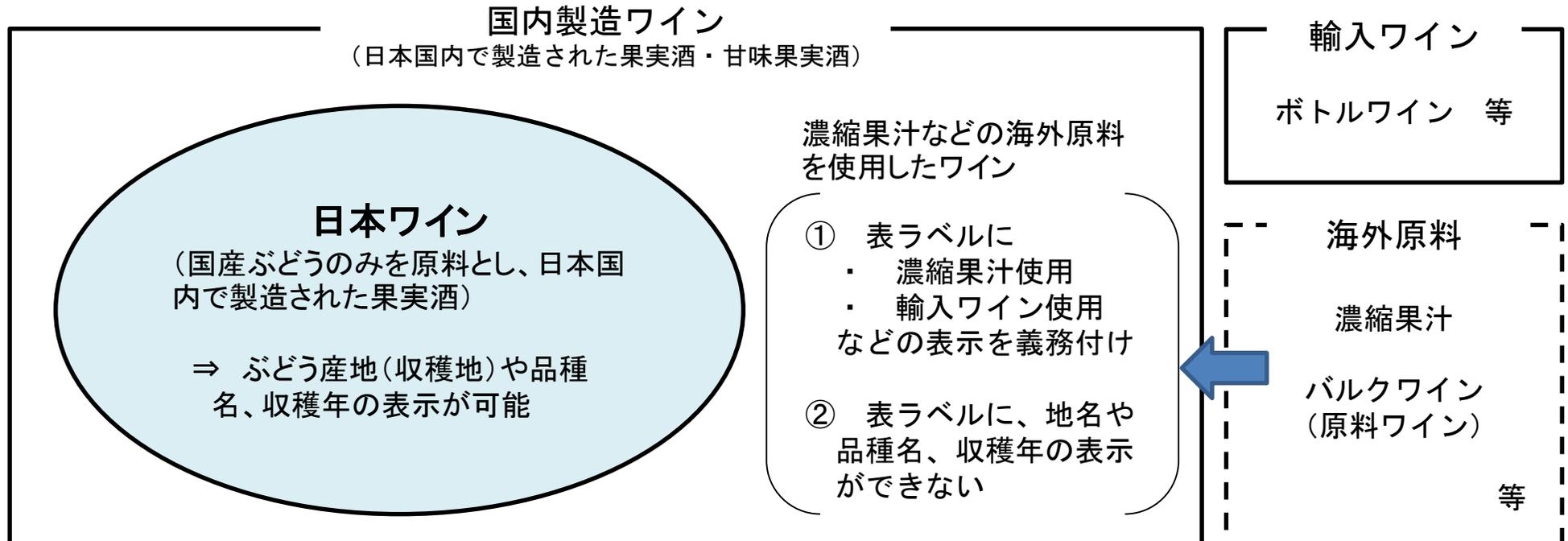
酒類の地理的表示指定状況



名称	産品	指定日
壱岐	麦焼酎	平成7年6月30日
球磨	米焼酎	平成7年6月30日
琉球	泡盛	平成7年6月30日
薩摩	芋焼酎	平成17年12月22日
白山	清酒	平成17年12月22日
山梨	ぶどう酒	平成25年7月16日
日本酒	清酒	平成27年12月25日
山形	清酒	平成28年12月16日
灘五郷	清酒	平成30年6月28日
北海道	ぶどう酒	平成30年6月28日

# ワインの表示ルールの方定

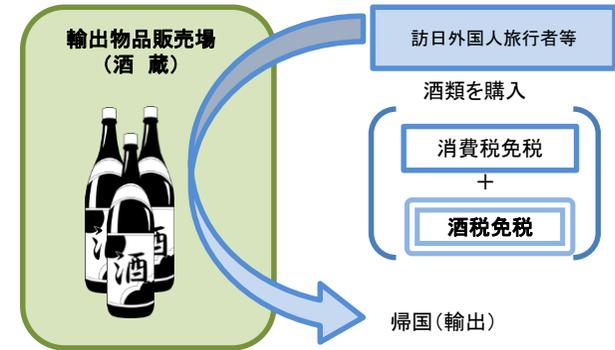
- 国内製造ワインについては、国産ぶどうのみを原料とした「日本ワイン」のほか、輸入濃縮果汁や輸入ワインを原料としたワインなど様々なワインが流通しており、消費者にとって「日本ワイン」とそれ以外のワイン（海外原料使用のワイン）の違いがわかりにくい等の問題が存在。
- こうした状況を踏まえ、「日本ワイン」の国際的な認知の向上や消費者にとってわかりやすい表示等の観点から、法律に基づく告示（注）により、国際的なルールを踏まえたワインの表示ルールを策定。
- 平成31年2月1日に発効した日EU・EPAにより、「日本ワイン」の輸入規制が撤廃された。
- 告示の日（平成27年10月30日）から3年間の経過期間を経て施行（平成30年10月30日）  
※施行日前に製造・保存したワインは適用除外とする。



(注)「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」に基づく酒類の表示の基準(告示)として、「果実酒等の製法品質表示基準」を制定。

# 酒蔵ツーリズムにおける酒税免税制度

- 酒類製造者が輸出酒類販売場の許可を受けた酒類の製造場において、自ら製造した酒類を訪日外国人旅行者等に対し、一定の手続の下で販売した場合には、消費税に加えて酒税を免除（平成29年10月1日施行）
- 平成30年10月1日における許可件数は145件



都道府県	許可件数	都道府県	許可件数	都道府県	許可件数	都道府県	許可件数
北海道	2	長野県	1	滋賀県	2	香川県	4
青森県	0	千葉県	3	京都府	2	愛媛県	7
岩手県	4	東京都	2	大阪府	0	高知県	2
宮城県	1	神奈川県	2	兵庫県	8	福岡県	3
秋田県	0	山梨県	3	奈良県	1	佐賀県	1
山形県	3	富山県	0	和歌山県	1	長崎県	4
福島県	2	石川県	2	鳥取県	4	熊本県	2
茨城県	1	福井県	2	島根県	0	大分県	4
栃木県	1	岐阜県	1	岡山県	3	宮崎県	3
群馬県	7	静岡県	3	広島県	26	鹿児島県	15
埼玉県	0	愛知県	2	山口県	1	沖縄県	6
新潟県	2	三重県	1	徳島県	1	<b>全国計</b>	<b>145</b>

# 技術支援に関する取組（国税庁）

酒類総合研究所と連携して酒類製造者の技術力の維持強化を支援し、  
日本産酒類の品質向上・競争力強化に貢献

## 酒類製造技術相談

○酒類総研の研究成果や先端技術の普及を推進するとともに、製造者の抱える技術的課題を解決。



清酒製造場への臨場の様子

## 酒類の安全性確保

○酒類の放射性物質に関する調査や研究を実施。安全性に関する不安を払拭し、EUなど諸外国における輸出規制の撤廃にも成功。

○食品衛生管理の国際標準であるHACCPに沿った衛生管理の制度化を受け、酒類業団体による手引書の作成等を支援。

## 地理的表示への支援

○ブランド価値向上に有効な地理的表示の推進のため、地域指定に向けた技術的な相談（品質特性やその管理方法など）に対応。

○管理機関が実施する確認業務のうち、官能検査に職員を派遣して協力。

## 醸造技術者の育成

○ワイン・ビールについては研究会等を開催し、各地で醸造技術者が学ぶ機会を提供。

○清酒・焼酎については各県酒造組合等が実施している講話会、審査会等に職員を派遣し支援。



関東信越クラフトビール醸造ワークショップ

## 鑑評会（国税庁・酒類総研）

○国税局における鑑評会では、地域特性にも配慮した品質評価を実施。（清酒・本格焼酎・泡盛・ビール）

○全国新酒鑑評会及び本格焼酎・泡盛鑑評会を実施。  
（酒類総研と日本酒造組合中央会の共催）



# 技術支援に関する取組（酒類総研）

## 研究・開発（代表的なもの）

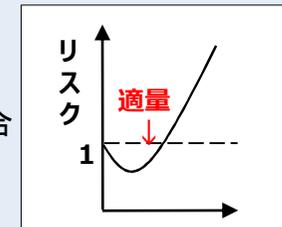
○地域ブランドの確立に資する研究  
「次世代酒米コンソーシアム」  
「日本ワインの競争力強化コンソーシアム」に参加し、新規酒米の醸造特性の解析や日本のぶどうに適した醸造技術の実証試験を実施中。



○輸出に適した酒類の研究  
民間企業との共同研究により、清酒を長期間保存したときに生じる劣化臭である「老香（ひねか）」が発生しにくい酵母の育種に成功。  
製造場での実用性確認のため、種々の醸造条件下での実地醸造試験を実施中。



○少量飲酒の健康への影響（Jカーブ効果）の検証  
適量飲酒による、心臓病などの一部の疾患に対する予防的作用（Jカーブ効果）について、動物実験により検証。（ビール酒造組合と共同研究）



## 醸造技術者の育成（酒類製造講習）

○意欲のある醸造技術者を育成するため、酒類の製造等に関する高度な技能や経営に係る実践的な知識などの習得を目指した人材育成の観点とともに、業界ニーズを踏まえつつ、酒類総研の最新の成果を取り入れた酒類醸造講習を実施（各業界団体と共催）。



## 輸出酒類に係る分析

○輸出酒類の安全性を確保し、輸出に支障のないよう、放射性物質の分析を行い、相手国・地域が求める証明書を発行。

○台湾への酒類の輸出及びEUへのワイン輸出において求められる、公的機関の分析等証明書について、酒類総研が分析・証明体制を整備。

## 酒類に関する正しい知識・魅力の普及

○酒類の商品知識や品質管理等に関する研修会等に、専門知識豊富な講師を派遣。

○広報誌「エヌリブ」や情報誌「お酒のはなし」等各種広報資料を発行。英語版も順次発行。



# 平成29事務年度 酒類の取引状況等実態調査実施状況

## 1 酒類の取引状況等実態調査実施状況

平成29事務年度における「酒類の取引状況等実態調査」等の実施件数は、下表のとおり。

表1 調査等の実施件数

【件(者)】

	一般調査	フォローアップ調査	指示件数
調査件数	136件	12件	4件 〔小売業者2件 卸売業者1件 製造業者1件〕

(注) 「指示件数」は、「酒類の公正な取引に関する基準(告示)」に基づき、平成29事務年度において指示をした件数を表す。

なお、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」第94条第4項の規定に基づき、公正取引委員会に報告済。

表2 一般調査の実施状況

【件(者)】

調査対象者の業態等	調査件数 注1	指針の「ルール1」 合理的な価格の設定をしていないと認められたもの 注2		「ルール2」 取引先等の公正な取扱いが行われていないと認められたもの	「ルール3」 公正な取引条件の設定がなされていないと認められたもの	「ルール4」 リポート類の提供が透明かつ合理的でないとして認められたもの	
		総販売原価を下回る価格での販売が認められたもの 注3	酒類の公正な取引に関する基準(告示)				
			指示 注4				指導 注5
小売業者	109	75	2	14	0	0	
卸売業者	21	20	1	1	2	0	
製造業者	6	6	1	0	4	1	
合計	136	101	4	15	6	1	

(注)

1 1の酒類業者の複数の販売場に対し取引状況等実態調査を行った場合であっても1件と数えている。

2 「指針」とは、「酒類に関する公正な取引のための指針」をいい、「指針」のルール1~4に則していない取引が認められた場合には、それぞれの項目に1件として数えている。また、「指針」のルールに則していない取引を行っていた酒類業者に対しては、「指針」のルールに則した取引を行うよう改善を指導している。

3 調査した取引の中に、1取引でも総販売原価を下回る価格での販売が認められた場合について1件と数えている。

総販売原価を下回る価格での販売が認められた101件のうち、19件(小売業者:13件、卸売業者:2件、製造業者:4件)は、仕入価格(製造原価)を下回る価格での販売が認められた。

4 「酒類の公正な取引に関する基準(告示)」において、酒類業者は、①正当な理由なく、酒類を総販売原価を下回る価格で継続して販売し、②自己又は他の酒類業者の酒類事業に相当程度の影響を及ぼす取引を行ってはならないとされており、これに違反したとして基準に従うよう「指示」を行った件数を表す。

5 直ちに「指示」には至らなかったが、今後も同様の行為が行われると基準に違反するおそれがあるとして改善を指導した件数を表す。

# 平成29事務年度 酒類の取引状況等実態調査実施状況

## 2 「酒類の公正な取引に関する基準（告示）」に基づく「指示」の概要

平成29事務年度に指示をした4件の概要は、下表のとおり。

調査対象者の業態等	事実認定（概要）
製造	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ ビールについて、正当な理由なく、総販売原価を下回る価格で継続して販売していた。</li> <li>▶ 調査対象者の行為が、               <ul style="list-style-type: none"> <li>・競合する製造業者の価格決定（競合者の価格の引上げを結果的に制約）等に影響</li> <li>・リポートの多寡により取引先（卸売業者）間において販売価格差が生じ、更には最終販売先の小売業者の販売価格にも影響を与え、これらが公正な取引を阻害する一因となっている事実から、他の事業者にも相当程度の影響を及ぼすおそれがあると認められた。</li> </ul> </li> </ul>
卸売	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ ビール類を含む酒類について、正当な理由なく、総販売原価を下回る価格で継続して販売していた。</li> <li>▶ 特定の取引について、個別の販売管理費率（以下「販管費率」という。）を算定していたが、費用の一部に配賦漏れがあり、事業の実態に即していない販管費率となっていた。</li> <li>▶ 調査対象者の行為が、他の卸売業者の売上金額や販売数量の減少（取引先変更の事実）、価格決定（調査対象者の価格に合わせざるを得ない）等に影響を与えている事実から、他の事業者にも相当程度の影響を及ぼすおそれがあると認められた。</li> </ul>
小売	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ ビールについて、正当な理由なく、総販売原価を下回る価格で継続して販売していた。</li> <li>▶ 酒類事業と他の事業との共通経費（一部）の配賦方法について、調査対象者から合理的な説明がなされず、調査対象者が選択した配賦方法は、事業の実情に即した合理的な理由に基づくものとは認められなかったことから、一般的に合理的と考えられ、かつ、当局において確認し得る「売上高比」により販管費率の算定を行った。</li> <li>▶ 調査対象者は、酒類事業だけでなく事業全体でも営業赤字を計上しており、自己の酒類事業にも相当程度の影響があると認められた。</li> <li>▶ 調査対象者の行為が、周辺小売業者の売上金額や販売数量の減少、価格決定（調査対象者の価格に合わせざるを得ない）等に影響を与えている事実から、他の事業者にも相当程度の影響を及ぼすおそれがあると認められた。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ ビールや単式蒸留焼酎について、正当な理由なく、総販売原価を下回る価格で継続して販売していた。</li> <li>▶ 酒類事業と他の事業との共通経費について、本社経費の配賦が行われていないほか、一部の配賦方法は、合理的な理由に基づくものとは認められなかった。このため、調査対象者からの申出により、事業の実情に即した合理的な理由に基づく配賦方法に見直した上、販管費率の算定を行った。</li> <li>▶ 調査対象者の行為が、周辺小売業者の売上金額や顧客の減少、価格決定（調査対象者の価格に合わせざるを得ない）等に影響を与えている事実から、他の事業者にも相当程度の影響を及ぼすおそれがあると認められた。</li> </ul>